

### 3 学習指導や生徒指導等における専門スタッフ等の活用状況

#### (1) 学習指導や生徒指導における専門スタッフの効果的な活用の推進

##### ア 国費負担のSC及びSSWの効果的な活用の推進

###### 【制度の概要等】

SC及びSSWは、チーム学校答申において、「心理や福祉に関する専門スタッフ」に区分され、いじめ等の問題行動や不登校など生徒指導に関する課題の解決に当たっては、「校長や生徒指導担当教員のマネジメントの下、教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携・分担して取り組むことが重要」であり、「教員を中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められる」とされている（資料3-(1)-①）。

###### （SCの職務等）

文部科学省は、教委等に対し、同省の有識者会議である、教育相談等に関する調査研究協力者会議が平成29年1月に取りまとめた「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（以下「協力者会議報告書」という。）を踏まえ、教育相談体制の充実に一層努めることを通知している。

協力者会議報告書では、SCの職務について、「SCは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見及び支援・対応等や学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒、障害のある児童生徒・保護者への支援に係る助言・援助等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、様々な技法を駆使して児童生徒、その保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）を行うとともに、全ての児童生徒が安心した学校生活を送ることができる環境づくり等を行うこと」（注1）とされている（資料3-(1)-②）。

文部科学省は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び地方公共団体が設置する児童生徒の教育相談を受ける機関にSC及びSSWに準ずる者の配置を促進するため、「スクールカウンセラー等活用事業」（注2）を平成13年度から実施している。SC及びSSWに準ずる者の選考は、当該事業の実施主体である都道府県又は政令市が行っている。SCの選考基準は、公認心理師、臨床心理士、精神科医、大学教授等に該当する者から、実績も踏まえ、都道府県又は政令市が選考し、SCとして認めた者とされている。また、SSWに準ずる者の選考基準は、地域や学校の実情を踏まえ、上記SCの任用よりも合理的であると認められる場合に行うことができるものとされ、大学院修士課程修了者や医師などで、心理臨床業務等について一定の経験を有する者等から、実績も踏まえ、都道府県又は政令市が選考し、SSWに準ずる者として認めた者とされている（資料3-(1)-③）。

（注1） 協力者会議報告書では、SCが担うべき具体的な職務は次のとおりとされている（資料3-(1)-②（再掲））。

<不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等>

①児童生徒及び保護者からの相談対応、②学級や学校集団に対する援助、③教職員や組織に対するコンサルテーション、④児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

<不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助>

①児童生徒への援助、②保護者への助言・援助、③教職員や組織に対するコンサルテーション、④事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

(注 2) 文部科学省は、S C及びS Cに準ずる者の配置を促進するための国庫補助事業として、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」のスクールカウンセラー等活用事業において、心理に関して高度に専門的な知識・経験を生かして児童生徒を心理面から支援するための教育相談体制の整備を目的に「スクールカウンセラー活用事業」を、自然災害（後述する東日本大震災を除く。）により被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うことを目的に「災害時緊急スクールカウンセラー活用事業」を実施している。

また、同省は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等に対応するための S C及びS Cに準ずる者の配置を促進するため、24 年度から 27 年度は「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」（委託事業）を、28 年度以降は「緊急スクールカウンセラー等活用事業」（交付金事業）を行っている。

### （S S Wの職務等）

協力者会議報告書では、S S Wの職務について、「S S Wは、児童生徒の最善の利益を保障するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、(略) 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、(略) 児童生徒のニーズを把握し、支援を展開すると共に、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けを行うこと」(注 1) とされている（資料 3-(1)-(4)）。

文部科学省は、教委・学校等に S S Wの配置を促進するため、「スクールソーシャルワーカー活用事業」(注 2) を平成 21 年度から実施している。S S Wの選考は、当該事業の実施主体である都道府県、政令市又は中核市（間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む）。以下同じ。）が行っている。S S Wの選考基準は、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者等から、都道府県、政令市又は中核市が選考し、S S Wとして認めた者とされている（資料 3-(1)-(5)）。

(注 1) 協力者会議報告書では、S S Wが担うべき具体的な職務は次のとおりとされている（資料 3-(1)-(4)（再掲））。

<不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応等>

①地方自治体アセスメントと教委への働き掛け、②学校アセスメントと学校への働き掛け、③児童生徒及び保護者からの相談対応（ケースアセスメントと事案への働き掛け）、④地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

<不登校、いじめ等を学校として認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助>

①児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント・見直し、②事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援、③自治体における体制づくりへの働き掛け

(注 2) 文部科学省は、S S Wの配置を促進するための国庫補助事業として、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業において、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うための教育相談体制の整備を目的に「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施している。

また、同省は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等に対応するための S S Wの配置を促進するため、24 年度から 27 年度は緊急スクールカウンセラー等派遣事業を、28 年度以降は緊急スクールカウンセラー等活用事業を行っている。

### （S C及びS S Wの配置形態）

文部科学省によると、S C及びS S Wは、地域や学校の状況を勘案して、一般的に、

次の四つのいずれかの形態により配置されている。

- ① 単独校型：一つの学校に配置され、基本的に当該学校のみを担当する。
- ② 拠点校型：特定の学校を拠点に、複数の学校を担当する。
- ③ 派遣型：教委等に配置された上で、必要に応じて学校等に派遣される。
- ④ 巡回型：教委等に配置された上で、域内の学校を巡回する。

#### (SC及びSSWに係る専門的職務の理解促進)

チーム学校答申では、「学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要」であり、学校現場において、子供たちの問題行動に、より効果的に対応していくためには、「教員に加えて、心理の専門家であるカウンセラーや福祉の専門家であるソーシャルワーカーを活用し、子供たちの様々な情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、教職員がチームで、問題を抱えた子供たちの支援を行うことが重要である」とされた。さらに、「いじめなど、子供たちの生命・身体や教育を受ける権利を脅かすような重大事案においては、校内の情報共有や、専門機関との連携が不足し、子供たちのSOSが見過ごされていることがある」ことから、「校長のリーダーシップの下、チームを構成する個々人がそれぞれの立場や役割を認識しつつ、情報を共有し、課題に対応していく必要がある」とされた。

このため、チーム学校答申では、生徒指導に当たり、「教員を中心として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割等を明確化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められる」とされ、文部科学省は、SC及びSSWの配置・活用に係る改善方策として、「学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化することを検討する」とされた(資料3-(1)-⑥)。

これを受け、文部科学省は、チームとしての学校の実現に向けて、関係者におけるSC及びSSWの専門的職務についての認知度を向上させ、学校におけるSC及びSSWの活用促進のため、学校教育法施行規則を一部改正し、SC及びSSWの職務内容に係る規定を設けた(平成29年4月1日施行)。

一方で、協力者会議報告書では、学校における教育相談体制の在り方として、「不登校、いじめ等に対する適切な未然防止、早期発見及び支援・対応を行うため、学校においては、教職員、SC及びSSW等の関係者が一体となった教育相談体制づくり」などが求められることから、学校内において校長は、「SC及びSSWの職務及びその連携について、教職員の理解を図る必要がある」とされ、その理由として、「チームが有効に機能するには、SCやSSW、教員の役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが重要である。(略)SCやSSWの活用と両者への理解が進むことにより、教職員の基本的なカウンセリング手法の習得や、関係機関との連携など、学校の支援に専門性が加わり、教職員の業務負担の軽減が図られると共に、教職員が問題を一人で抱えてしまうことの防止にもつながる」ことを

挙げている。

また、教委における教育相談体制の在り方として、教委は、「学校や域内の教育支援センター等においてSC及びSSWが適切に活動でき、児童生徒の安心した学校生活及び適切な地域環境が構築されるような支援体制を構築する必要がある」ことから、「SC及びSSWの理解を図り、その専門性を活かすため、校長研修、教頭（副校長）研修、生徒指導主事研修などの職種ごとの研修において、両者の職務内容、活用事例、模擬ケース会議（注）等を取り入れることが重要」であり、「あらゆる機会において役割や活用方法を周知する必要がある」とされている（資料3-(1)-(7)）。

（注） 協力者会議報告書では、ケース会議とは、「解決すべき課題のある事例（事象）を個別に深く検討することにより、その状況の理解の深化（アセスメント）、支援策の検討（プランニング）又は見守りを通じた評価（モニタリング）や見直しを行う会議」とされ、ケース会議には、「校内の生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等関係教職員だけでなく、事案によっては、校外の関係機関職員が参加することが有効である。こうした体制により、関係者それぞれの立場からの視点を共有し、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うことが可能となる」とされている（資料3-(1)-(8)）。

#### （SC及びSSWに係る国の配置目標）

SC及びSSWは、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定）や「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、国の配置目標が定められている。これによると、令和元年度までに、SCは、全公立小・中学校（2万7,500校）に、SSWは、全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置することが目標とされている（資料3-(1)-(9)、(10)）。

文部科学省は、当該配置目標について、SC、SSWいずれも実績の測定に当たり配置に係る財源や配置頻度・時間は問わない（ただし、年間に全く実績のない学校は、当然に配置されていないものとして取り扱う）としている。同省は、当該配置目標の達成に向けた取組として、上記の国庫補助事業及び交付金事業の実施を挙げており、当該事業の予算上、SC及びSSWの配置時間を積算（注）しているが、実際の配置頻度や時間は、地域や学校の状況に応じて、当該事業の実施主体である都道府県等において決定されるものであるとしている。

（注） 文部科学省は、国庫補助事業の予算上、SC及びSSWの配置時間を次のとおり積算している。

##### <SC>

公立小・中学校に配置されるSC1人当たりの配置時間について、小学校への配置は「年間35週、週1日、1日3時間」、中学校への配置は「年間35週、週1日、1日4時間」として積算

##### <SSW>

中学校区に配置されるSSW1人当たりの配置時間を「年間42週、週1日、1日3時間」として積算

#### （SC及びSSWの働き方改革答申における位置付け）

働き方改革答申では、これまで学校及び教員が担ってきた代表的な業務のうち、教員の業務量や地方公共団体での取組等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な14の業務の在り方に関する考え方について整理されている。

特に、SC及びSSWの活用については、【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】の中の「⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応」に位置付けられている。具体的には、「児童生徒が抱える課題の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、

友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境が複雑に絡み合っていると考えられる」として、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応には教師と異なる専門性や、児童福祉等を担う学校以外の機関と連携することも必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（略）の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うべきである」とされている。

また、SC及びSSWの配置に当たり、「教育委員会は、どのような業務を教師に任せ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（略）に任せるか明確にすることが必要である」とされている（資料1-⑤（再掲））。

### 【調査結果】

SC及びSSWに係る国の配置目標の達成状況をみたところ、前述のとおり、公立小・中学校には国庫補助事業又は交付金事業を活用したSC及びSSWの配置が進んでおり、文部科学省によると、平成29年度末時点で、SCは目標の「令和元年度までに、全公立小・中学校（2万7,500校）に配置」に対して2万3,391校に配置（目標達成率85.1%）、SSWは目標の「令和元年度までに、全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置」（注）（全中学校区総数9,479中学校区）に対して5,738中学校区に少なくとも1校以上SSWの対応実績がある状況（同60.5%）となっている（資料3-(1)-⑩）。

今回、当省が調査対象とした17県教委、32市教委及び145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）における国費負担（スクールカウンセラー活用事業及びスクールソーシャルワーカー活用事業）のSC及びSSWの活用状況を調査したところ、SC及びSSWの効果的な活用に取り組んでいる事例がみられた一方で、SC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例等がみられた。

（注） 文部科学省によると、SSWに係る国の配置目標の「全ての中学校区（約1万人（予算ベース））に配置」とは、全ての中学校区において少なくとも1校以上SSWの対応実績がある中学校区数であるようにすることと定義している。

### (7) SC及びSSWを効果的に活用する取組

（SC及びSSWについて配置時間の調整に係る取組や緊急派遣の仕組み等を設け、活用につなげている事例）

17県教委、32市教委及び145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）の中には、国費負担のSC及びSSWの効果的な活用を推進するため、次のとおり、SC及びSSWの配置時間の調整に係る取組や緊急派遣の仕組み等を設け、活用につなげている事例がみられた（図表3-(1)-①）。

- ① 周辺校との配置時間の調整によるSCの活用促進
- ② SCの相談件数に応じて配置日を切り替えるなど弾力的に運用している事例
- ③ SCの緊急時の臨時派遣規定・自殺事案に対する派遣事例
- ④ SCが緊急事案への的確な初期対応を行った事例
- ⑤ 臨床経験が豊富なSCを緊急派遣する仕組み
- ⑥ 定時制高等学校におけるSSWの需要増に応じた配置

図表 3-(1)-① SC及びSSWについて配置時間の調整に係る取組や緊急派遣の仕組み等を  
 設け、活用につなげている事例

区分	内容
周辺校との配置時間の調整によるSCの活用促進	市教委は、県教委が任用するSCを拠点校型により小学校に配置し、SCの年間配置時間を各小学校に示しているものの、相談の日程が合わない場合や緊急に相談が必要な場合は、SCの担当者（教員）同士が連携を図って日程及び時間を調整している。 また、中学校には、SCが単独校型により毎週1回（8時間）配置されているが、小学校から要望があれば可能な限り調整して対応している。
SCの相談件数に応じて配置日を切り替えるなど弾力的に運用している事例	市教委は、県教委が任用するSCを拠点校型により主に中学校に配置し、周辺の小学校に派遣している。（注2） SCの拠点校である中学校及び同一校区内の小学校（周辺校）における平成30年度当初のSCの配置予定計画では、4月から7月までの間の派遣日数が、中学校が11日、小学校が3日となっていたが、中学校では、面談予約がほぼ埋まっているなど、相談件数が多い一方で、小学校の面談予約はみられなかった。 このため、当初、小学校への配置を予定していた6月26日及び7月17日の2回については、当該小・中学校間の協議により、中学校での勤務に切り替えるなど、面談予約状況に応じた弾力的な運用を行っている。
SCの緊急時の臨時派遣規定・自殺事案に対する派遣事例	県教委は、平成29年度まで県単独事業で実施していた県立高等学校を対象として生徒の悩み相談等を行う2種類の専門スタッフの活用事業と国費負担のSCの活用事業を、いずれの専門スタッフも業務内容が類似しているとの理由から一本化し、国庫補助事業を活用して平成30年度から「高等学校スクールカウンセラー活用事業」を実施している。当該事業により、SCは、県内8地区、28高等学校に拠点校型により配置されている。 県教委は、当該事業の実施に当たり、同県のいじめ防止対策等に関する委員会から受けた、各学校が専門的人材を利用しやすくするために活用を拡充する必要があるとの提言への対応として、事業実施要項に拠点校、派遣校（拠点校と同一地区内にある周辺校）に関わらない緊急対応の規定を設け、緊急事案発生時に迅速かつ柔軟にSCのカウンセリングを受けることができることとした。 平成30年度に、次のとおり、実際に当該規定を活用して、緊急事案発生時にSCが臨時派遣されている例がみられた。  （緊急対応の規定が活用された例） A高等学校（SC拠点校）からいじめによる自殺が疑われる生徒の同級生が精神的なショックを受けているとの報告を受け、急きよ、同地区内の他のSC拠点校であるB高等学校のSCを臨時派遣し、A高等学校の担当SCとともに4人の同級生にカウンセリングを行った。 この結果、カウンセリングを受けた生徒は落ち着きを取り戻し、継続相談不要との判断がなされた。
SCが緊急事案への的確な初期対応を行った事例	県立高等学校では、平成30年度に発生した生徒の自殺事案において、同校に単独校型により配置されたSC及び県教委から派遣されたSCスーパーバイザー（以下、本事例において「SCSV」という。）が事案発生後に生徒及び教職員のケアを実施し、学校の混乱を最小限にとどめた。 SC及びSCSVが行った全体支援及び個別支援の主な内容は、次のとおりであり、県立高等学校からは、「緊急事案への的確な初期対応を行い、生徒の動揺・学校の混乱防止や教員の対応面と精神面における負担軽減に効果があった」との意見が聴かれた。  （全体支援の主な内容） ① 課題を抱える生徒のリストアップ ② 学年集会の開催に当たり、助言及び参加 ③ 生徒、保護者及び教職員からの相談体制の整備 ④ 校長からの保護者向け文書「保護者のみなさまへのごお願い」の内容についてのアドバイス及び裏面に「過呼吸・パニックへの対応」の掲載 ⑤ SCSVから教職員向けに文書「生徒への対応について」の発出及びストレス反応とその対応についてのアドバイス ⑥ SCSVから教職員の心身の健康管理についてのアドバイス

	<p>(個別支援の主な内容)</p> <p>学年集会後に動揺が継続してみられた生徒1人の相談について、集会直後はS C S Vが対応し、それ以降は、S Cが対応(生徒の相談には計10回、その保護者の相談には計2回対応)</p>
<p>臨床経験が豊富なS Cを緊急派遣する仕組み</p>	<p>県教委は、平成21年度から、県独自の取組として、拠点校型により中学校にS Cを配置し、担当地区内の小・中学校に派遣されているS Cの中から特に臨床経験が豊富である者をエリアカウンセラーとして県教委にも併任し、S Cが配置されていない県内の公立小・中学校において緊急事態(事故・災害等)が発生した場合に、学校からの要請を受けて緊急派遣を行い、児童生徒へのカウンセリング、教員等に対する助言・援助のほか、S Cに対する指導・助言等を実施している。平成30年度は、県内98公立中学校のうち56校に配置されているS C69人の中から8人をエリアカウンセラーとして県教委に併任している。</p> <p>平成29年度及び30年度において、エリアカウンセラーの緊急派遣は合計3回発生しているが、派遣要請日から派遣日までの日数は、全て2日以内となっており、これについて、県教委は、「S Cが派遣されていない学校で事故等の緊急事態が発生した場合には、市教委を通じてその日のうちに県教委に報告され、事態発生直後から一週間以内にはS Cを派遣する体制を常に整備しているためである」としている。</p> <p>また、県教委からは、エリアカウンセラーの配置による効果について、「エリアカウンセラーの緊急派遣を要請した学校では、エリアカウンセラーが児童生徒へのカウンセリングや教員に対する助言を行っており、P T A役員に対しても迅速に説明することができた。エリアカウンセラーの配置は教員の負担軽減を図るためには特に有効である」との意見が聴かれた。</p>
<p>定時制高等学校におけるS S Wの需要増に応じた配置</p>	<p>県教委は、県立高等学校へのS S Wの配置について、平成29年度までは、一部の高等学校(4校)には単独校型によりS S Wを配置していたが、それ以外の高等学校は、S S Wが拠点校型により配置されている近隣の公立小・中学校に対して、S S Wの派遣を要請する取扱いとなっていた。</p> <p>県教委は、公立小・中学校には、既に拠点校型のS S Wの配置を開始していたが、①高等学校からも派遣要請があったこと、②定時制が設置された高等学校は、小・中学校とはS S Wへの相談の性質や勤務時間の設定が異なることを踏まえ、平成30年度から、定時制が設置された17高等学校のうち、地域バランスを考慮し、7高等学校に高等学校専任のS S Wを拠点校型により配置することとした(一部の高等学校は、上記のS S Wが拠点校型により配置されている近隣の公立小・中学校に対して、S S Wの派遣を要請する取扱いを継続)。平成29年度に支援対象となった高等学校の生徒数は年間で82人であったが、上記の高等学校専任のS S W配置後の30年4月から7月までの実績は、全日制の生徒71人、定時制の生徒115人の計186人となり、支援対象となった生徒数が増加している。</p> <p>県教委は、上記のとおり、「高等学校へのS S Wの配置は必要であり、特に定時制の生徒や教員からの相談も予想以上に多かったことから、今後は、県内の定時制が設置された17高等学校全てにS S Wを配置したい」としている。</p> <p>定時制が設置された1高等学校では、「平成30年4月から7月までに支援対象となった生徒数は全日制の生徒2人、定時制の生徒41人となり、定時制の生徒からの相談が多いのが特に顕著である。S S Wについては、特に外部機関との連携面において教員には担えない業務や教員では時間を要する業務を担っているため、生徒の支援及び教員の負担軽減の面で効果がある」との意見が聴かれた。</p> <p>また、同校における、S S Wによる外部機関との連携の具体例としては、①外国籍の生徒に対する役所へ同行した手続の支援、②発達障害の生徒の支援のため市役所の担当部署等との会合の実施などがあるとしている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 市教委では、S Cの配置について、小学校を拠点校とし、周辺の小学校に派遣している場合もある。

(SC及びSSWに係る多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例)

17 県教委、32 市教委及び 145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）の中には、国費負担のSC及びSSWの効果的な活用を推進するため、次のとおり、SC及びSSWについて多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例がみられた。

< SCの多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例 > (図表 3-(1)-②)

- ① SCの県立高等学校への全校配置
- ② SCの常駐配置等による効果的な対応
- ③ SCのカウンセリング以外の活用
- ④ SCによる児童生徒全員に対する面接

< SSWの多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例 > (図表 3-(1)-③)

- ⑤ 多様なSSWの配置による関係機関との連携・調整
- ⑥ 児童生徒が抱える複雑化・多様化する課題に対応するため、様々な分野の専門家を登録しSSW等と連携

図表 3-(1)-② SCの多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例

区分	内容
SCの県立高等学校への全校配置	<p>県教委は、平成 26 年度から、全県立高等学校にSCを派遣型により配置している。県教委は、その理由について、高等学校には発達障害を抱えた生徒や家庭環境が複雑な生徒等が在籍するため、多様な問題を持つ生徒を支援するためにも全校がSCを利用できるようにする必要があることを挙げている。</p> <p>県教委は、全高等学校へのSC配置において、国庫補助事業を活用して配置できるSCの人数は毎年 10 人から 11 人程度と限られており、必要数に満たないため、不足分のSCを県単独事業で補っている（平成 29 年度は国費負担 10 人、県費負担 28 人、30 年度は国費負担 11 人、県費負担 32 人）。</p> <p>県教委は、全高等学校へのSC配置において工夫している点について、①特にSCの派遣が必要と認められる学校を「最重点校」、②必要があると認められる学校を「重点校」、③それ以外を「一般校」とし、派遣の優先度を付けて3パターンに分け、必要度に応じてSCの派遣回数を決定していることを挙げており、「この方法により、人員と勤務時間が限られているSCを効率的に割り振ることができている」との意見が聴かれた。</p> <p>上記のパターン分けの基準は、各校における直近3年間のいじめ認知件数、中退者数、不登校者数及び発達障害者数を合計して「困り感を持った生徒数」を算出し、その生徒数に応じて各校を上記3パターンに整理している。SCの基本的な派遣形態について、派遣時間は、基本的に1回当たり4時間とし、派遣回数は、最重点校は年間23回、重点校は年間18回、一般校は年間12回としている。最重点校である13校について、平成27年度から29年度の1校当たりのSCへの平均相談生徒数を比較すると、27年度の48.2人、28年度の48.5人に対して29年度は49.8人となり、増加している。</p> <p>また、SCの配置による効果について、県教委が実施した「SC派遣事業の活用状況に係る調査（平成29年度年間）」では、最重点校及び重点校の全校が、①「生徒の心の悩みに応える機会の保障など生徒理解の充実」、②「専門的知識に基づいたアドバイスや教職員との連携など教育相談体制の充実」、③「不登校の解消や未然防止」、④「問題行動の解消や未然防止」が図られたなどと回答している。</p>

ＳＣの常駐配置等による効果的な対応

県教委は、課題を抱える学校にＳＣを重点的に活用するため、平成24年度から、課題のある県内の公立中学校を、原則4年間継続してＳＣの常駐校に指定している。平成30年度時点で、県内の4中学校がＳＣの常駐校に指定されている。

県教委からは、ＳＣの常駐配置による効果について、表1のとおり、「ＳＣの常駐校（4中学校）の不登校生徒在籍率が、ＳＣが常駐する前の平成23年度は全国・県の平均値よりも高かったものの、25年度以降は、当該平均値よりも低い状況が継続している」との意見が聴かれた。

表1 ＳＣの常駐校（4中学校）における不登校生徒在籍率の推移

(単位：％)

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
4中学校平均	3.1	2.9	2.6	2.1	2.2	2.5
県平均 (公立中学校)	2.7	2.7	2.6	2.5	2.6	2.8
全国平均 (公立中学校) (注4)	2.8	2.7	2.8	2.9	3.0	3.1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「不登校生徒」とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒のうち不登校を理由とする者であり、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者を指す。

3 「不登校生徒在籍率」とは、在籍生徒数に占める上記「不登校生徒」の割合を指す。

4 全国平均（公立中学校）の数値は、平成23年度から26年度までは、文部科学省が実施する学校基本調査の公立中学校における学年別生徒数の合計と児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（28年度以降は、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。以下「問題行動等調査」という。）の公立中学校における学年別不登校生徒数の合計を基に算出している。

また、平成27年度及び28年度は、問題行動等調査の公立中学校における理由別長期欠席者数（不登校等）を基にしている。

また、上記のＳＣの常駐校となっている4中学校のうち、1中学校には、表2のとおり、年代が異なる男女計3人のＳＣが単独校型により配置され、開校日には、そのうち1人が必ず常駐し、年間を通じて、ＳＣが人数、時間ともに手厚く、計画的に配置されている。

表2 1中学校におけるＳＣの常駐配置の状況（平成30年度）

区分	年代	性別	配置開始時期等	配置時間
A氏	50歳代	女性	平成30年度 (配置1年目)	(開校日) 4、5時間程度 (年間) 700時間
B氏	40歳代	女性	平成30年度 (配置1年目)	
C氏	30歳代	男性	平成27年度 (配置4年目)	

(注) 当省の調査結果による。

同校からは、当該ＳＣの配置による効果として、次のような意見が聴かれた。

① 女子生徒と生活する親戚の男性から、思春期の女子生徒に対する接し方が分からないとの相談を受けたが、その際は、男性ＳＣが親戚の男性と同様の立場から適切にカウンセリングを行うなど、多様なＳＣの配置が機能している。

② ＳＣは、教員や学校だけでは対処できない事例に対応している。学校には年齢構成上、若手教員が増える中、複雑な問題に若手教員だけでは対応できないことから、ＳＣが相談内容を教育相談の担当教員に報告する際には、可能な限り担任教員を同席させており、担任教員が若手職員の場合は、その際、ＳＣからアドバイスを受け、生徒や保護者への今後の対応方法を身に付けることができている。

<p>SCのカウンセリング以外の活用</p>	<p>中学校では、学校生活に不適応な生徒の対応について協議するため、平成29年度から、「校内適応指導部会」（校長、教頭、養護教諭、学年主任、教務主任及び特別支援教育コーディネーターを担う教員で構成）を毎週1回開催しており、SC（拠点校型による配置であり、同校は拠点校）が来校する際には、同部会に参加してもらっている。SCからは、専門的視点から不適応生徒への対応についてアドバイスを受けるとともに、全教職員で情報交換・共有を図っている。</p> <p>また、同校では、「学校保健委員会」（例年開催し、同校のほか、同一校区内の2小学校も参加し、教職員や保護者が学校医、学校薬剤師、学校歯科医に指導を仰ぐもの）にSCを招き、平成30年9月に、心の健康づくりをテーマとした講演を行ってもらった。</p> <p>さらに、同校では、平成29年度に、SCの協力のもと、不登校生徒の保護者会を開催し、保護者に対する適切なアドバイスを得る機会を設けた。また、1年生の保健体育の時間に、SCにストレスの対処法について指導を仰ぐことにより、生徒にストレスマネジメントを学ばせるとともに、SCが身近な存在に感じてもらえるような機会を設けた。</p> <p>同校からは、上記のSCの活用による効果について、「教職員のみでは対応できない生徒の心のケアをSCが担っており、生徒や保護者に安心感を与えている」との意見が聴かれた。</p>
<p>SCによる児童生徒全員に対する面接</p>	<p>県教委は、平成26年度から、いじめ問題等への対応の充実の一環として、SCによる児童生徒全員に対する面接（対象の児童生徒は、小学5年生、中学1年生及び高校1年生）を原則として年度始から夏季休業日前までを目途に実施することとしている。</p> <p>県教委は、当該面接の目的について、児童生徒とSCのつながりを作ることを通して、児童生徒がSCに相談しやすい環境を整備することにより、いじめの未然防止や早期対応を図ることとしている。</p> <p>SCが派遣型により配置され、週1回派遣されている県立高等学校からは、当該面接の効果について、「児童生徒たちのカウンセラーへの親近感が増すとともに、相談室の場所と利用方法を覚えた。カウンセラー自身も生徒の状況を把握できた」との意見が聴かれた。</p> <p>なお、同校は、当該面接の課題として、本校は320人の生徒を対象に面接する必要があるが、4月から夏季休業日前までの間に全員に面接を実施するとなると、その間の通常の相談活動が難しいことを挙げている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(1)-③ SSWの多様な配置方法及び相談体制の構築に取り組んでいる事例

区分	内容
<p>多様なSSWの配置による関係機関との連携・調整</p>	<p>(県教育事務所に設置する「いじめ解決支援チーム」にSSWを配置する取組)</p> <p>県教委は、通常のSSW(県内の生徒指導上の課題を抱えている20公立小学校に単独校型により各1人配置)のほかに、県内の4教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」に、平成25年度からSSWを構成員として各1人配置し、いじめ未然防止に係る活動やいじめ重大事態発生時の対応を行うことができるようにしている。</p> <p>当該SSWには、教育や福祉等に関する知識・技術と経験を持つ域内の人材で、教育相談に応じる資質と見識を有している者の中から、特に生徒指導業務に精通している者を任用している。また、当該SSWは、小・中学校に派遣され、いじめ等の問題が発生した場合のケース会議において、学校、市教委等との連携を図りながら問題の解決に尽力しており、平成29年度は、約20人の児童生徒の支援を行っている。</p> <p>県教委からは、「いじめ解決支援チーム」にSSWを配置することによる効果について、「当該SSWはいずれも教員免許状を有し、かつ、生徒指導業務に精通している者であることから、ケース会議を行う場合には学校、市教委等との連携が図られるメリットがあるほか、教員に対する助言等の支援も担当してもらっている」との意見が聴かれた。</p> <p>(福祉に関する有資格者をSSWとして県内市教委に配置する取組)</p> <p>県教委は、通常のSSW及び上記の県教育事務所に配置するSSWに加えて、平成28年度から、原則として社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関</p>

	<p>する有資格者をSSWとして任用し、県内の9市教委に各1人配置している。</p> <p>当該SSWは、①小・中学校に派遣され、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関等とのネットワークの構築、連絡及び調整、③学校内におけるチーム体制の構築及び支援、④保護者や教員等に対する支援、相談、情報提供などの業務を行っており、平成29年度の実績をみると、約300人の児童生徒の支援を行っている。</p> <p>県教委は、この取組を行っている経緯について、「本県の通常のSSWは教員経験者が多く、児童生徒・家庭の思いや特性に応じた支援に長けていたが、社会福祉士等の有資格者の割合が低く、医療・福祉等の関係機関との連携、ネットワークによる支援等に課題があったため、平成28年度から社会福祉士等の福祉分野に関する有資格者を県内の9市教委に1人ずつ配置することとした」としている。</p> <p>県教委からは、福祉に関する有資格者をSSWとして県内市教委に配置することによる効果について、「小・中学校において、いじめ等の問題が発生した場合に当該SSWを派遣することにより、教員等に対して専門的な支援を行えることから、教員の業務負担及び心理的負担の軽減には、特に有効である」との意見が聴かれた。</p>																
<p>児童生徒が抱える複雑化・多様化する課題に対応するため、様々な分野の専門家を登録しSSW等と連携</p>	<p>県教委は、いじめ等の問題行動については、必要に応じて、外部専門家と連携し、保護者の教育に関する偏った考え方、子供への無理解・無関心のほか、経済的要因や虐待等、児童生徒の養育環境に起因する課題等に対応することが重要であることから、児童生徒・保護者に対して、より専門性の高い支援を行い、問題行動の早期解決を図るため、通常のSSW（注2）のほかに、国庫補助事業を活用して、平成25年度から、ファミリー・リレーションシップアドバイザー（以下、本事例において「FRアドバイザー」という。）を県教委に配置し、県内全ての公立学校に派遣する制度を実施している。</p> <p>FRアドバイザーは、①ケース会議等における対応方針に基づいた支援として、養育環境等の課題解決に向けた、関係部局・機関等との支援ネットワークの構築及び児童生徒・保護者への支援に当たっての指導・助言、②養育環境等に問題を抱える家庭への支援として、学校が行う家庭訪問等と同行するなど、児童生徒・保護者へのアプローチを通じて、児童生徒の置かれている生活環境を把握し、対応方針の明確化、具体的な支援等について、学校と家庭の橋渡しを行うとともに、必要に応じた適切な個別支援などを実施している。</p> <p>平成29年度、FRアドバイザーには、下表のとおり、家庭問題に詳しい、社会福祉士、民生委員・児童委員、精神保健福祉士、人権擁護委員、弁護士及び臨床心理士の計73人が登録されている。</p> <p>なお、社会福祉士や精神保健福祉士が多いのは、下記の事例にあるように中学校から高等学校に進学した場合に本人や保護者が高校入学後も中学校時代のSSWの継続支援を希望するケースがあり、当該中学校時代のSSWをFRアドバイザーとして登録していることによるものである。</p> <p>表 FRアドバイザーの職種別人数（平成29年度）</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="427 1554 1386 1823"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>民生委員・児童委員</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>人権擁護委員</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>臨床心理士</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 当省の調査結果による。</p> <p>平成29年度のFRアドバイザーの派遣人数は14人であり、事例としては、次のようなものがある。</p> <p>① 不登校生徒の母親が子育てや地域での生活の不安をもっており、SSWが生徒本人の登校支援、FRアドバイザー（民生委員・児童委員）が母親に対する支援を行った。FRアドバイザーが定期的な母親との面談を行い、母親の不安が解消され、生徒の登校も少しずつ増えるなど好転した。</p>	職種	人数	社会福祉士	33	民生委員・児童委員	17	精神保健福祉士	10	人権擁護委員	7	弁護士	5	臨床心理士	1	合計	73
職種	人数																
社会福祉士	33																
民生委員・児童委員	17																
精神保健福祉士	10																
人権擁護委員	7																
弁護士	5																
臨床心理士	1																
合計	73																

	<p>② 中学校時代に S S W（社会福祉士・精神保健福祉士）が支援を行った生徒が、生徒本人や保護者が家庭のプライバシー等の問題から、中学校時代に支援を受けた S S W による継続支援を希望しても、高等学校入学後に S S W への引継ぎができない場合があるが、そのような場合、中学校時代に支援を受けた S S W を F R アドバイザーとして登録し、継続して支援を行うケースもある。</p> <p>県教委からは、F R アドバイザーの配置効果について、「児童生徒や家庭が抱える課題は、年々複雑化・多様化しているため、F R アドバイザー事業により、各分野の専門家による支援が可能となり、効果的な支援を行うことができる。また、中学校から高等学校に進学した場合、通常、担当 S S W が変わることになるが、高校進学後も中学校時代の S S W の継続支援を希望するケースなどにも柔軟に対応ができる体制となっている」との意見が聴かれた。</p>
--	--

(注) 1 当省の調査結果による。

2 当該県内の公立小・中学校を対象とした S S W の配置は、県から市町村（中核市を除く。）への間接補助事業として実施しており、S S W の任用は各市教委が行っている。S S W の配置形態も、各市教委の判断で選択している。

また、県立学校を対象とした S S W は、県教委が任用し、派遣型により県教委（県総合教育支援センター）に 4 人配置している。当該 S S W は、上記の各市教委が配置する S S W に対する指導助言（スーパーバイズ）も行っている。

（S C、S S W など複数の専門スタッフで構成されるチームを学校に配置している事例）

17 県教委、32 市教委及び 145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）の中には、国費負担の S C 及び S S W の効果的な活用を推進するため、S C、S S W など複数の専門スタッフで構成されるチームを学校に配置している事例がみられた（図表 3-(1)-④）。

図表 3-(1)-④ S C、S S W など複数の専門スタッフで構成されるチームを学校に配置している事例

内容		
<p>市教委は、①市教委が設置した有識者会議の報告書において、学級や生徒の実態把握、それに応じたプログラム策定や指導案、教材作成などに S C を活用すべきとの提言を受けたこと、②米国の学校における S C 制度を視察した市長からも専門スタッフの活用に関する提案を受けたことから、いじめ、不登校など、学校が抱える課題に対応することを目的に、国庫補助事業を活用して、平成 26 年度から子ども応援委員会を設置している。</p> <p>子ども応援委員会は、表 1 のとおり、S C、S S W、スクールアドバイザー（以下、本事例において「S A」という。）及びスクールポリス（以下、本事例において「S P」という。）から構成されるチームである。市教委は、市内を 11 地区に分け、各地区の 1 中学校（以下、本事例において「設置校」という。）に、子ども応援委員会を設置するとともに、S C については設置校以外を含む全中学校への常勤配置を進めており、地区ごとに設置校の職員と単独で配置された当該 S C がチームになって活動している（当該 S C は、令和元年度に全校に配置完了）。このほか、全中学校には、子ども応援委員会コーディネーターを担う教員を位置付け、学校と同委員会の連携を図っている。</p> <p>なお、S A には、①地域活動・ボランティア活動などの分野で活動した実績、②民間企業等における顧客相談業務等に従事した経験、③小・中学校における教職員として勤務した経験を有する者を、S P には、①地域活動・警察官としての勤務経験があり、学校が行う教育活動を理解し、児童生徒の指導に熱意のある者、②学校教育に携わるのに適した者を採用している。</p>		
表 1 子ども応援委員会の概要（平成 30 年度）		
（単位：人）		
職種	職務	人数
S C	① 心理教育等の観点に基づく、授業等の学校生活全般への援助	84
	② 児童生徒に対する相談・カウンセリング	
	③ 保護者や教職員からの相談への対応 等	

S S W	① 課題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③ 保護者、教職員等に対する支援・相談対応・情報提供 等	20
S A	① 学校との連携を図りながら、必要に応じた家庭・地域との連絡調整 ② 学校が受けた外部からの意見や要求・苦情等の対応 等	11
S P	① 校内外における見回り活動 ② 学校で、犯罪行為と認められる可能性のある事案が発生した場合の所轄警察署等との連携 ③ 保護者、教職員等に対する支援・相談対応・情報提供 等	11

(注) 当省の調査結果による。

市内にある全ての中学校では、いじめや不登校等が発生した場合、学校に常駐する子ども応援委員会のSCが主に窓口となり、チームで対応を検討の上、必要に応じて他職種を活用し、教員と協働しながら課題の解決に当たっている。一方、市内にある全ての小学校では、非常勤のSC（同市が設置する高等学校や特別支援学校を含めて担当）が月1回から4回程度の割合で学校を訪問し、児童や保護者からの相談に対応しているが、緊急支援を要する事案が生じた際は、地区内の子ども応援委員会のSCなどが課題の解決に携わる場合もあり、定期的に同委員会のSCが学校を訪問し、学校と情報交換を行っている。

SSWは、設置校及び地区内の周辺校からの要請に対応するとともに、周辺校を定期的に訪問、各校の状況把握を行い、必要に応じて支援を行っている。

市教委からは、子ども応援委員会の相談等対応による効果について、表2のとおり、「平成28年度から29年度にかけて対応件数が増加し、両年度とも7割以上の児童生徒の状況が好転しつつあり、同委員会の専門スタッフの活用による効果が確認できる」との意見が聴かれた。

表2 子ども応援委員会が相談等対応を行った児童生徒数の状況

(単位：件、%)

年度	解消 a	軽減 b	変化なし c	合計 d(=a+b+c)	解消率 (a+b)/d*100
平成28年度	625	1,115	593	2,333	74.6
平成29年度	704	1,546	863	3,113	72.3

(注) 当省の調査結果による。

また、大学の研究者による子ども応援委員会に係るアンケート（平成29年度実施）の結果によると、表3のとおり、「子ども応援委員会が設置（配置）されていると仕事に余裕ができる」との設問に対し、約8割の教員が「強くそう思う」又は「ある程度そう思う」と回答していることから、市教委からは、「教員の負担軽減に役立っている」との意見が聴かれた。

表3 教員に対する子ども応援委員会に係るアンケート結果（平成29年度）

(単位：%)

区分	強くそう思う	ある程度そう思う	余りそう思わない	全くそう思わない
子ども応援委員会が設置（配置）されていると仕事に余裕ができる。	36.9	41.3	17.8	4.0

(注) 「大学の研究者による子ども応援委員会に係るアンケート」（平成29年度実施）に基づき、当省が作成した。

さらに、市教委からは、「中学校に常駐のSCが配置されたことにより、課題を抱える生徒の相談への対応や担任教員と面談を行うだけでなく、場合によっては、家庭訪問により保護者との面談を行うなど、課題を抱える生徒に対応する時間を一定程度確保できたことで課題の解決に役立っているのではないか」との意見も聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

(SCと教員等が書面作成やケース会議開催により情報共有に取り組んでいる事例)

また、これらの教委及び学校の中には、国費負担のSCと教員等が書面作成やケース会議開催により情報共有に取り組んでいる事例がみられた（図表3-(1)-(5)）。

- ① SCと教員が相談事案について適切な情報共有を図るため書面を作成
- ② SCが来校時にケース会議を開催

図表 3-(1)-⑤ SCと教員等が書面作成やケース会議開催により情報共有に取り組んでいる事例

区分	内容
SCと教員が相談事案について適切な情報共有を図るため書面を作成	<p>小・中学校に配置されているSCは、市教委策定の内規に基づき、SCが毎月、「スクールカウンセラー活動記録」を作成し、翌月5日までに学校を通じて、市教委に対して、当該活動記録を提出することとされている。</p> <p>しかし、当該活動記録には、面談者等区分（児童生徒、保護者及び教員）及び面談内容区分（不登校、いじめ等）別の件数を報告することが主目的とされているため、面談結果の概要が1行から2行程度で記載されるのみであり、相談内容の詳細を把握できないものとなっている（ただし、重大な個別事案については、SCから学校を通じて市教委に報告されている）。</p> <p>各校とも、SCと教員の情報共有は、基本的には口頭で行っているものの、同市の2小学校では、SCと学校の間における情報共有の充実を図るため、口頭に加えて、次のとおり、書面により情報共有を実施している例がみられた。</p> <p>（A小学校：SCを単独校型により配置） 同校のSCは、週1日の配置であり、配置日には、校長、教頭及び担任教員が不在の場合もあるため、SCへの相談終了後、申し送る必要がある事項を「連絡ノート」に記載し、当該記載内容について校長等が確認の上、必要に応じてコメントを記載するなどの情報共有を行っている。</p> <p>（B小学校：SCが拠点校型により配置され、同校は拠点校） 同校のSCは、2週に1日の配置となっているため、独自の書面として、配置日に行った児童等との面接内容や当該面接結果を受けての教員への連絡内容を記録した「活動記録」を作成している。当該活動記録は、担当教員、教頭及び校長が適宜確認するなどして情報の共有を図っている。</p>
SCが来校時にケース会議を開催	<p>県立高等学校では、従来から、SC（拠点校型による配置であり、同校は拠点校）の来校時に可能な限りケース会議を設定し、SCに参加してもらうことにより、ケアが必要な生徒への今後の対応について助言を受けるとともに、担任教員を始めとする関係教員間で、その都度情報を共有している。</p>

（注） 当省の調査結果による。

（SCについて経験者とのペア配置等により人材育成・人材確保を行っている事例）  
さらに、これらの教委及び学校の中には、国費負担のSCについて経験者とのペア配置等により人材育成・人材確保を行っている事例がみられた（図表 3-(1)-⑥）。

図表 3-(1)-⑥ SCについて経験者とのペア配置等により人材育成・人材確保を行っている事例

内容
<p>県教委は、文部科学省が令和元年度までにSCを全公立小・中学校（2万7,500校）に配置することを目標としていることを踏まえ、全ての中学校にSCの配置を目指している。</p> <p>このため、SCに準ずる者をSCに育成することを目的に、配置に当たっては、SCに準ずる者のみの配置は行わず、SCとペアで各中学校に配置し、経験を積む機会が得られるように配慮している。</p> <p>平成29年9月15日の公認心理師法（平成27年法律第68号）施行に伴い、30年9月9日に第1回公認心理師試験が行われ、当該試験に同県のSCに準ずる者17人のうち9人が受験した。受験者のうち、令和元年度も継続勤務の意向を示している者は8人であり、合格者は5人となった（継続勤務の意向を示している者の合格率62.5%）。当該合格者5人は、元年度はSCとして任用することになっている。</p> <p>また、県教委は、SCの人材を確保する取組として、将来、同県のSCを目指している者を、</p>

教育相談員（不登校生徒及び特別室等に登校する生徒の相談対応、援助等を行う、県単独事業により配置する専門スタッフ）として任用し、実際に相談業務の経験を積んでもらう取組も行っている。教育相談員に必要な資格は特にないが、教育相談に応じる資質と見識を有する者（教育心理を修めた者、教職経験者等）が採用条件とされており、教育相談員として経験を積み、上記のSCに準ずる者の要件を備えることが可能となる。

さらに、県教委は、SC、SCに準ずる者及び教育相談員について、平成28年度からは、同県の人材バンクを活用して募集（28年度は数人、29年度は12人の応募実績）を行っているほか、県臨床心理士会にもSCの公募の周知依頼を行っている。

県教委は、これらの取組により、臨床心理士や公認心理師等の有資格者の人材確保につながっていると認識しており、「SCの人材確保について、今後もSCを目指す若い人材を確保できるように取り組んでいきたい」としている。

（注） 当省の調査結果による。

**(イ) SC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例等**

17県教委、32市教委及び145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）における国費負担のSC及びSSWの活用状況を調査したところ、次のとおり、SSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例がみられた（図表3-1-(7)）。

- ① SSWの専門的職務に関する教委及び学校の理解不足により活用にためらい
- ② SSWへの相談実績において学校間に差

**図表 3-1-(7) SSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例**

区分	内容
SSWの専門的職務に関する教委及び学校の理解不足により活用にためらい	<p>県教委は、県の財政事情も踏まえ、平成29年度から、配置希望のあった市教委に対してSSWを1人ずつ配置している（平成30年度は県内全市町村のうち、3分の2の市教委に配置。一部のSSWは、複数の市町村の担当を兼任しているため、実人数は12人）。</p> <p>そのうち、同県内の1市教委では、平成29年度から県配置のSSW1人が派遣型により教委に配置されているが、配置後、SSWを活用した学校は、30年9月末時点で市内の小・中学校45校中12校（26.7%）にとどまっており、SSWの活用が十分に広がっていない状況がみられた。</p> <p>県教委、当該市教委及び同市のSSWを活用していない小・中学校からは、SSWの活用が広がっていない要因について、下表のとおり、「本県では、平成29年度から市教委へのSSWの配置を開始したこともあり、各市教委において、SSWという制度自体の認知が進んでいない」、「どのようなケースでSSWを活用すればよいのかなど、その活用方法を学校間において十分に共有できていない（特に、SSWが行政機関の福祉部局と比べて、どのように役割が違うのかが分からない）」、「市教委に配置されているSSWの人数が1人であることから、派遣要請をためらう学校が少なからずある」、「本県のようにSSWを学校現場に配置せず、教委から派遣する配置形態を採用しているところは、そもそも現場の教員がSSWについて知る機会がなく、SSWを活用するメリットを知らないのではないか」などの意見が聴かれた。</p> <p>また、当該SSWの活用促進のための改善方策として、下表のとおり、「県内各市教委からのSSWの活用事例の収集及び周知」、「月1回開催される校長会などの機会に、SSWの活用について継続的な周知」、「SSWについて各地方公共団体の配置形態に合った活用事例集の作成や教員への研修による周知」などが必要であると考えられるとの意見が聴かれた。</p>
表 SSWの活用が広がっていない要因及び改善方策	
区分	意見の内容
県教委	SSWは、福祉の専門家として、児童生徒の環境に働きかけ、貧困・虐待等の問題に対応してくれるため、潜在的なニーズが学校側に必ずあるは

		<p>ずだが、配置を希望しない市教委がある理由としては、①本県では、平成 29 年度から市教委への S S W の配置を開始（注 2）したこともあり、各市教委において、S S W という制度自体の認知が進んでいないこと、②学校現場において S S W の活用方法が十分に共有できていないことから、一部の市教委において、S S W の必要性が十分に認識されていないおそれがあること、③郡部の市教委の中には、日頃から学校と関係機関（市町村の福祉部局、医療機関等）との間で連携がとれているため、外部の人材である S S W を不要としているところがあることが考えられる。</p> <p>県教委としては、各市教委との連絡協議会や中学校生徒指導主事研修会等において、S S W の職務内容等について周知を図っているところではあるが、今後は、県内の S S W の活用事例の収集及び周知も併せて行い、各市教委に対して S S W の活用を促していきたいと考えている。</p>
	市教委	<p>S S W は、各学校で開かれるケース会議のコーディネーター役や医療機関への付添いなど、様々な場面において活躍しているが、市内の学校において活用が広がっていない要因としては、① S S W をどのようなケースで活用すればよいのかなど、その活用方法を学校間において十分に共有できていないこと、②市教委に配置されている S S W の人数が 1 人であることから、S S W の派遣要請をためらう学校が少なからずあることが考えられる。</p> <p>市教委としては、引き続き、月 1 回開かれる校長会などの機会に、S S W の活用について周知を図っていきたい。</p>
	小学校	<p>平成 30 年度に入ってから、特別支援学級に通う児童に対する支援方策を検討するために、関係機関（市福祉部局、児童・保護者が通う医療機関及びデイサービスを行っている福祉施設）に出席してもらい、通級支援学級の担任教員を中心にケース会議を開催したことがあるが、S S W を活用すればよかったかもしれない。</p> <p>しかし、実際には、どのようなケースにおいて、S S W を活用すればよいのかははっきりと分からない。特に、S S W と行政機関の福祉部局を比べ、どのように役割が違うのかが分からないため、S S W の活用事例集のようなものを作成してもらいたい。</p>
	A 中学校	<p>S S W の配置目的である生徒やその家庭が抱える問題への対応を行うためには、S C のように、学校という生徒や保護者から目に見えるところに S S W を配置し、生徒や保護者との信頼関係を築くことが重要である。</p> <p>しかし、市教委に配置されている S S W は 1 人であるため、アドバイザー役として単発的な支援（ケース会議への出席等）は対応してもらえるとされるが、継続的な支援（家庭訪問や医療機関への付添い等）は期待できず、生徒や保護者との間で信頼関係を築くことは難しいのではないかとされる。</p> <p>実際、平成 30 年度に入学した生徒の中にも、対応に苦慮する生徒がおり、警察からは家庭の問題も含まれるため S S W に相談することを勧められたが、継続的な支援は望めず、生徒や保護者との間で信頼関係を築くのは難しいのではないかと考え、S S W の活用を見送った経緯がある。</p> <p>また、学校現場において、S S W という制度自体の認知が進んでいないことも S S W の活用をためらう大きな要因となっている。</p> <p>S S W が S C のように学校現場に配置されていれば、日々のやり取りの中で、S S W とはどのような人材で、どのように活用することができるのかという点について把握することができると思われるが、本県のように S S W を学校現場に配置せず、教委から派遣する配置形態を採っているところは、そもそも現場の教員が S S W について知る機会がなく、S S W を活用するメリットを知らないのではないかと。</p> <p>国の配置目標である中学校区単位での S S W の配置が理想であるが、それが財政的な理由により直ちに実現することが難しいということであれば、S S W について、各地方公共団体の配置形態に合った活用事例集の作成や教員への研修による周知が必要ではないかと。</p>
	B 中学校	<p>以前、県教委に在籍していたため、S S W の役割や有用性については十分に認識しているが、市教委には S S W が 1 人しか配置されていないため、よほど大きな問題案件でもない限り、対応してもらえないのではないかとこの認識を持っている。</p> <p>現状では、不登校や家庭が抱える問題については、担任教員や養護教諭が中心となって対応している状況であり、S S W は国の配置目標でもある</p>

	<p>中学校区単位での配置が望まれる。</p> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 県教委は、同県内におけるSSWの配置状況について、平成28年度は国庫補助事業を活用して県教委に配置したSSWを県内の公立学校からの派遣要請に応じて学校に派遣し、27年度以前は県単独事業により県教委に配置したSSWを県内の公立学校に派遣していたとしている。</p>																																																																												
SSWへの相談実績において学校間に差	<p>同一県内のA市教委及びB市教委は、SSWの配置について、A市教委はSSWを拠点校型により小学校に配置し、担当地区内の小・中・高等学校及び特別支援学校に派遣することとし、B市教委はSSWを拠点校型により中学校に配置し、担当地区内の小学校に派遣する配置形態を採用している（以下、本事例においてSSWの担当地区内の拠点校以外の学校を総じて「周辺校」という。）。</p> <p>A市内にある2小学校及び2中学校並びにB市内にある2小学校及び2中学校（以下、本事例において「8校」という。）における平成30年4月から8月までのSSWへの相談実績をみると、表1及び表2のとおり、8校のうち6校で相談実績がみられ、B市立a中学校（拠点校）では延べ51件の相談があった一方で、2校（A市立a小学校及びa中学校（いずれも周辺校））ではSSWの活用が必要な事例自体が発生しなかったとの理由から、SSWへの相談実績がない状況がみられた。</p> <p>表1 A市内の2小学校及び2中学校におけるSSWへの相談実績（平成30年4月～8月） （単位：延べ件数）</p> <table border="1" data-bbox="432 891 1385 1312"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校種</th> <th colspan="5">面談内容区分に応じた相談件数</th> </tr> <tr> <th>不登校</th> <th>家庭環境の問題</th> <th>発達障害等</th> <th>児童虐待</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 小学校 (周辺校)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>b 小学校 (拠点校) (注2)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>a 中学校 (周辺校)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>b 中学校 (周辺校) (注3)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 b小学校の相談件数は、平成30年4月から9月までに受け付けたもの 3 b中学校の相談件数は、平成30年4月から10月までに受け付けたもの</p> <p>表2 B市内の2小学校及び2中学校におけるSSWへの相談実績（平成30年4月～8月） （単位：延べ件数）</p> <table border="1" data-bbox="432 1541 1385 1895"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校種</th> <th colspan="6">面談内容区分に応じた相談件数</th> </tr> <tr> <th>不登校</th> <th>家庭環境の問題</th> <th>発達障害等</th> <th>児童虐待</th> <th>その他 (注2)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 小学校 (周辺校)</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>b 小学校 (周辺校)</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>a 中学校 (拠点校)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>b 中学校 (拠点校)</td> <td>14</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>14</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の調査結果による。 2 「その他」に分類されている面談内容は、以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ b小学校（9件）は、「教職員との関係の問題」</li> <li>・ a中学校（7件）及びb中学校（14件）は、「心身の健康・保健に関する問題」</li> </ul>	学校種	面談内容区分に応じた相談件数					不登校	家庭環境の問題	発達障害等	児童虐待	合計	a 小学校 (周辺校)	0	0	0	0	0	b 小学校 (拠点校) (注2)	0	0	0	5	5	a 中学校 (周辺校)	0	0	0	0	0	b 中学校 (周辺校) (注3)	0	0	0	1	1	学校種	面談内容区分に応じた相談件数						不登校	家庭環境の問題	発達障害等	児童虐待	その他 (注2)	合計	a 小学校 (周辺校)	3	0	10	13	0	26	b 小学校 (周辺校)	0	2	23	0	9	34	a 中学校 (拠点校)	41	2	1	0	7	51	b 中学校 (拠点校)	14	5	4	0	14	37
学校種	面談内容区分に応じた相談件数																																																																												
	不登校	家庭環境の問題	発達障害等	児童虐待	合計																																																																								
a 小学校 (周辺校)	0	0	0	0	0																																																																								
b 小学校 (拠点校) (注2)	0	0	0	5	5																																																																								
a 中学校 (周辺校)	0	0	0	0	0																																																																								
b 中学校 (周辺校) (注3)	0	0	0	1	1																																																																								
学校種	面談内容区分に応じた相談件数																																																																												
	不登校	家庭環境の問題	発達障害等	児童虐待	その他 (注2)	合計																																																																							
a 小学校 (周辺校)	3	0	10	13	0	26																																																																							
b 小学校 (周辺校)	0	2	23	0	9	34																																																																							
a 中学校 (拠点校)	41	2	1	0	7	51																																																																							
b 中学校 (拠点校)	14	5	4	0	14	37																																																																							

SSWへの相談実績がある6校のうち、3校からは、表3のとおり、「関係機関（児童相談所・警察など）との連絡・調整の際、関係機関の実情をよく把握しているSSWから連絡することは非常に重要である」との意見が聴かれた一方で、「SSWの担う役割等については、いまだ学校の理解が進んでいない」、「SSWを活用するかどうかは、学校の管理職の認識次第である」との意見が聴かれた。

表3 SSWへの相談実績がある3校からの意見

学校種	意見の内容
A市立b小学校 (拠点校)	SSWの担う役割等については、いまだ学校の理解が進んでいない。
A市立b中学校 (周辺校)	SSWが最も必要とされるのは虐待案件であり、当該事案において、関係機関（児童相談所・警察など）との連絡・調整の際、関係機関の実情をよく把握している専門職であるSSWから連絡することは非常に重要である。
B市立a小学校 (周辺校)	本校でSSWを積極的に活用しようという方針になったのは、平成30年度に本校に着任した教頭が前任校で先輩教員から受けた「どの関係機関につなげばよいか分からない案件はSSWを活用したらよい」との助言が契機であり、SSWを活用するかどうかは、学校の管理職の認識次第である。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 SSWへの相談実績があるB市立b小学校（周辺校）並びにa中学校及びb中学校（いずれも拠点校）は、意見なし

また、SSWへの相談実績がない2校からは、表4のとおり、「A市では、生徒指導担当教員（当該教員の授業時間は、通常の教員が30時間のところ、8時間とされており、他の時間を生徒指導に充てるための教員）を大部分の中学校に配置しており、(略)当該教員は、SSWよりも関係機関への連絡等のノウハウを持っているため、中学校にはSSWの需要が少ない」との意見が聴かれた一方で、「SSWの活用を促進するためには、SSWを活用して事案が解決したという成功体験の積み重ねが大切であり、校長がそのような成功体験を持っていない学校も相当数ある」との意見が聴かれた。

表4 SSWへの相談実績がない2校からの意見

学校種	意見の内容
A市立a小学校 (周辺校)	SSWの活用を促進するためには、SSWを活用して事案が解決したという成功体験の積み重ねが大切であり、校長がそのような成功体験を持っていない学校も相当数ある。 なお、当方（校長）は、本校には平成30年度に着任したが、先輩教員からSSWは役に立つという話を聞いたので、前任校では派遣要請を行ったことがある。
A市立a中学校 (周辺校)	A市では、生徒指導担当教員を大部分の中学校に配置しており、本校にも配置されている。当該教員は、SSWよりも関係機関への連絡等のノウハウを持っているため、中学校にはSSWの需要が少ないと認識している。 一方で、小学校には、生徒指導担当教員がほとんど配置されておらず、中学校のように関係機関への連絡等のノウハウを持った教員がいないため、小学校の方がSSWの需要があると認識している。

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

また、これらの教委及び学校からは、次のとおり、国費負担のSC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題があるとする意見が聴かれた（図表3-(1)-(8)）。

- ① SCの専門的職務に関する教員の理解不足により活用にためらい
- ② 生徒等にSCとのカウンセリングを勧めるタイミングが課題

- ③ 教員にはSSWの役割についてのより一層の認知が必要
- ④ 市町村によってSSWの役割についての認知に差
- ⑤ SSWと普段接する機会が少なく、SSWの専門的職務についての理解が不足

図表 3-(1)-⑧ SC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題があるとする主な意見

区分	内容
SCの専門的職務に関する教員の理解不足により活用にためらい	県教委が任用するSCを巡回型により小・中学校に配置している市教委からは、「児童生徒についてのSCへの相談の要否は担任教員が判断し、担任教員から生徒指導主任や教頭を通じて、SCに相談の予約をすることとしているが、教員によっては、どのような場合に児童生徒をSCに相談させたらよいか分からないということもある。このため、SCから教員へのコンサルテーション、研修等をより充実する必要がある」との意見が聴かれた。
生徒等にSCとのカウンセリングを勧めるタイミングが課題	SCが拠点校型により配置されている中学校（同校は拠点校）からは、「SCを活用するに当たって、生徒や保護者にSCとのカウンセリングを勧めるタイミングが早すぎると学校が生徒を見放したと感ずるため、その見極めが課題である」との意見が聴かれた。
教員にはSSWの役割についてのより一層の認知が必要	派遣型のSSWが配置されている県立高等学校からは、「教職員においてSSWの認知度は高まっているものの、SSWの活用については、「満たすべき諸条件があるのでは」といった敷居が高いとのイメージを持つ者もいるので、より一層具体的な活用について周知する必要がある」との意見が聴かれた。
市町村によってSSWの役割についての認知に差	県教委からは、「SSWの配置に当たり、各市町村や各学校の実態、それぞれが抱える問題に応じた適切な支援を行うため、各市教委の判断で単独校型、拠点校型、派遣型、巡回型などの配置形態（方法）を工夫できるようにしている。しかし、県教委が各市教委に対してSSW活用事業に係る勤務状況等調査によりSSWの活用状況について確認を行った結果、市教委によっては、SSWの役割についての認知度に差があり、特に、SSWの配置形態について巡回型を採用する市教委において、1校当たりの巡回時間が短いため、教職員や児童生徒からの認知が進みにくく、ケース会議の開催も少ないという現状があることから、SSWの役割や業務内容が学校に浸透せず、効果的な活用についての評価が低くなっている傾向がみられる。また、SSWの主な役割について、学校や医療・福祉等の関係機関との調整・仲介といった、いわば児童生徒やその保護者が置かれた環境への働きかけではなく、カウンセリングや助言といった児童生徒やその保護者への直接支援と捉えている学校もある」との意見が聴かれた。
SSWと普段接する機会が少なく、SSWの専門的職務についての理解が不足	SSWが拠点校型により派遣されている県立高等学校（同校は周辺校）からは、「SSWと普段接する機会が少ないこともあり、生徒や保護者からSSWに相談したいという意向を聞いたことがなく、SSWがどのような事案で力を発揮して解決を図ってくれるのか、教職員、生徒及び保護者に十分把握されていないと感じている」との意見が聴かれた。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、国費負担のSSWの効果的な活用を推進するため、派遣型SSWに加えて元校長等のSSWが小学校を定期巡回するとともに実践的な内容を記載した事例集を各小・中学校に配付し、SSWの専門的職務及び具体的な役割に関する学校の理解促進を図ることで、SSWへの相談につながっている事例がみられた（図表 3-(1)-⑨）。

図表 3-(1)-⑨ 派遣型 S S Wに加えて元校長等の S S Wが小学校を定期巡回するとともに実践的な内容を記載した事例集を各小・中学校に配付し、S S Wの専門的職務及び具体的な役割に関する学校の理解促進を図ることで、S S Wへの相談につながっている事例

内容	
<p>市教委は、平成 21 年度から国庫補助事業を活用して、S S Wを派遣型により教委に配置し、29 年度までは小・中学校からの要請に基づき S S Wを派遣する方法を採用していた。</p> <p>しかし、市教委は、S S Wの派遣を要請する学校が偏っていたことから学校において S S Wの役割や活用方法が余り認知されていないものと判断し、平成 30 年度から、当該 S S Wに加えて、巡回 S S Wを拠点となる小学校に配置し、担当する区内の小学校を定期的に巡回することにより、S S Wの役割に係る認知度を上げるとともに、困難を抱えた児童生徒の状況把握に努め、学校と S S Wをつなぐ取組を行っている。</p> <p>市教委は、従来から配置している S S Wは、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者であるところ、巡回 S S Wには、校長経験者等、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者を採用しており、平成 30 年度に採用された 5 人の巡回 S S Wは、4 人が元校長、1 人が定年前に退職した元教員となっている。市教委は、このような採用を行っている理由として、校長経験者等の巡回 S S Wは、①教員としての経験に基づき、学校現場に対する的確な助言ができること、②問題を抱える児童に対する適切な支援について、現場の状況を踏まえた具体的な助言が可能であること、③学校の事情に詳しい者の方が、学校の教員が信頼しやすく安心して相談でき、抱えている問題を見つけられることを挙げている。</p> <p>巡回 S S W 5 人は、それぞれ市内の 2 区を担当し、各区の拠点となる 1 小学校を中心として、担当区内の全小学校を巡回しており、1 人当たりの担当校数は約 40 校である。巡回 S S Wは、第 1 学期及び第 2 学期中に各小学校に 1 回は巡回し、第 3 学期には巡回した中で重点的に行った方がよいと判断した小学校に絞って巡回することとしている。</p> <p>平成 30 年度第 1 学期末（7 月末）までの巡回 S S Wの活動実績をみると、巡回 S S Wが受けた相談は 313 件、そのうち、S S Wの派遣要請につながった相談は 16 件であり、巡回 S S Wの配置開始後の 4 月から 5 月中旬までは研修受講等が中心となったが、小学校への巡回を開始した 5 月末以降、全小学校を巡回している。</p> <p>また、A 小学校及び B 小学校においては、平成 29 年度まで S S Wへの相談実績がなかったが、下表のとおり、巡回 S S Wの活動により、S S Wへの相談につながっている例がみられた。A 小学校からは、「これまで S S Wの派遣要請は虐待事案などの重い案件というイメージがあり、派遣要請を行ったことがなかったが、巡回 S S Wがきっかけとなり、平成 30 年度において 2 件の S S Wの派遣要請につながった」との意見が聴かれた。</p>	
<p>表 巡回 S S Wの活動により、S S Wへの相談につながった例</p>	
学校種	内容
A 小学校	<p>本校では、これまで S S Wの派遣要請は虐待事案などの重い案件というイメージがあり、派遣要請を行ったことがなかったが、巡回 S S Wがきっかけとなり、平成 30 年度において 2 件の S S Wの派遣要請につながった。巡回 S S Wは、学校としては大変有り難い存在である。</p> <p>S S Wについて、以前は、学校の実情が分かっていないのではないかと懸念もあったが、S S Wも学校現場の事例を複数経験し、経験値が上がってきていることから安心して相談できるようになった。</p> <p>また、担任教員は授業のほかには校務も担っており、頻繁に家庭訪問するのは難しい。昔は学校が全部抱えるという時代もあったが、S S Wや民生委員・児童委員などの関係機関等とつながることは重要である。学校が保護者等の対応に苦慮する場合なども、法的・福祉的なアドバイスをもらえるのは大変有り難い。</p>
B 小学校	<p>本校では、平成 29 年度まで、不登校児童への対応については、担任教員から S Cに相談してきたが、学校に通学できるまでは改善されなかった。</p> <p>平成 30 年度から、不登校児童への対応について、巡回 S S Wに相談したところ、ケース会議を開催することとなった。ケース会議は、平成 30 年 9 月 27 日に第 1 回目が開催され、10 月 30 日に 2 回目が開催されることになっている。当該児童への支援を引き続き行っているところであるが、外部機関とつながって継続的に対応を検討していくことが重要であると考えている。</p>
<p>(注) 当省の調査結果による。</p>	
<p>なお、市教委は、S S Wの認知度の向上のため、「スクールソーシャルワーカー（S S W）活用ガイドブック」（下記参考を参照）を平成 30 年 7 月に作成し、市内各小・中学校に配付しており、当該ガイドブックにも巡回 S S Wの役割や活動内容について記載し、周知を図っている。</p>	
<p>(注) 当省の調査結果による。</p>	

(参考) 巡回SSWを配置する市教委が作成している「スクールソーシャルワーカー (SSW) 活用ガイドブック」の概要

内容	
<p>市教委は、SSWの認知度の向上のため、協力者会議報告書に基づき、「スクールソーシャルワーカー (SSW) 活用ガイドブック」(以下、本事例において「活用ガイドブック」という。)を平成30年7月に作成し、市内の各小・中学校に配付している。</p> <p>活用ガイドブックは、児童生徒が置かれている環境の問題への対応・対処についてまとめており、学校において発生している解決が困難なケースに対して、スクールソーシャルワークの視点に立った支援を取り入れるとともに、SSWを有効に活用するため、SSWの役割やSSWとSCとの違い、SSWの支援内容・活用手順、連携先となる関係機関の紹介などのほかに、市教委が配置するSSWが児童生徒の支援を行った事例に基づき作成した事例集を掲載している。</p> <p>当該事例集には、不登校及び家庭環境改善のためのSSWの活用事例、暴力行為及びDV被害家庭へのSSWによる支援事例、SSWと関係機関の連携事例(下表)など、SSWの活用事例を類型ごとに掲載している。また、各事例について、ケース会議の開催、ケース会議の結果を踏まえた支援の実施、支援実施後のモニタリング(経過観察)などの児童生徒への支援に関する一連の取組において、それぞれの段階ごとにSSWが担った役割や連携調整を図った関係機関を具体的に記載している。</p> <p>市教委は、当該事例集を上記のような構成にしている理由として、次の点を挙げている。</p>	
<p>① 教員に対して、SSWがどのような職務や役割を担う者であるのか、SSWをどのようなケースで活用するのかについて、事例集で分かりやすく示すことにより、学校現場におけるSSWの活用を促進するため</p>	
<p>② 学校現場では、ケース会議にはどのような者が参加し、どのような事項を検討する場であるのかについてなかなか理解が進んでいないという課題があり、事例集でケース会議の開催状況を具体的に示すことにより、当該課題の解消を図るため</p>	
<p>③ 児童生徒が抱える問題が複雑化・困難化し、学校と医療・福祉等の関係機関との連携が課題となっており、学校と関係機関との連携に資するケース会議の開催状況を事例集で具体的に示すことは、当該課題の解消にもつながるため</p>	

表 活用ガイドブックの事例集に掲載された「SSWと関係機関の連携事例」の概要

段階	内容
1 問題の発見 (相談内容)	<p>小学校低学年の女子児童(以下、本事例において「児童」という。)は、入学後半年ほどは登校できていたが、担任から厳しい注意を受けたことやクラスメートが叱責されたことを目撃し恐怖感を抱き、徐々に登校できなくなっていった。</p> <p>欠席連絡も途絶え、担任や教頭が家庭訪問を行ったが児童に会うことはできず、母親は「子供は先生に嫌な思いをさせられた」、「先生が来ることで子供も自分もストレスになる」と拒否。学校からの電話にも出ない状況が数か月続いた。母親は生活保護を受給しており、市役所保護課のケースワーカー(以下、本事例において「CW」という。)が行う家庭訪問にて児童の様子を確認してもらおうという状況であった。</p> <p>このため、同校の管理職が教委に対し、SSWの派遣要請を行った。</p>
2 ケース会議の開催	<p>教委から派遣されたSSWは、小学校の管理職からケース概要を聴取し、校内ケース会議の実施を提案。その後、ケース会議が開催され、次のとおり、児童等に関する課題の明確化を行い、支援内容が検討された。</p>
【SSWの役割】	(参加者)
・ 学校訪問し、校内ケース会議実施を提案	校長、教頭、担任教員、特別支援教育コーディネーター(教員)、SC、CW、セラピスト、家庭児童相談室(注3)及びSSW
・ ケース会議進行の助言	(課題の明確化)
	① 学校・家庭での様子
	・ 児童は、両親が離婚。離婚理由は父親から母親へのDV。現在は母親と二人暮らし。学校では大人しく、人間関係が苦手な様子で、特定の友達はいない。勉強は余り得意でなく、授業についていけず、ぼんやりとしていることもあった。
	・ 母親は、最近うつ病で通院を始めた。働くことができず生活保護を受給
	② 考えられる背景・要因
	・ 児童は、DV目撃による心的外傷の可能性や対人関係・学習に関する課題、特性に応じた関わりができていなかった可能性あり

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母親は、精神的負担あり（うつ病を抱えながらの子育て）</li> </ul> <p>③ 現在行われている学校の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任は、週1回、母親の携帯へ電話や自宅ポストにお便りと手紙を投函</li> <li>・ 教頭は、市役所保護課との連絡</li> </ul> <p>(支援内容の検討)</p> <p>① 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の学ぶ場の確保。そのための母親と学校の関係の修復。児童について話合いができる関係にしたい。</li> <li>・ 児童と教員の関係の修復。児童が教員に対して恐怖感を抱かないようにしたい。</li> </ul> <p>② プランニング（手立て）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 唯一家庭とつながりのあるCWに、家庭訪問時にSSWを同行させてもらい家庭との接点を持つ。</li> <li>・ SSWと児童及び母親との関係を構築後、SSWがパイプ役となり、児童、母親と学校の橋渡しを行っていく。</li> <li>・ SCや関係機関の協力を得て、児童の特性を踏まえた関わり方の検討、母親に対する地域での支援について検討する。</li> </ul>
<p>3 支援の実施</p> <p>【SSWの役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所保護課や家庭児童相談室との連携</li> <li>・ 学校と家庭のパイプ役</li> </ul>	<p>① SSWは、CWに家庭訪問への同行を依頼。SSWについて「教員ではない立場の人」ということを強調して児童の母親に伝えてもらい、母親は「CWさんの紹介なら」とSSWと会うことを承諾</p> <p>② SSWはCWと家庭訪問を実施。母親から学校への思いや困りごとについて話を聞くことができた。今後、定期的にSSWが訪問し相談を行っていくことを提案、了承された。また、母親から児童が不登校となった後、児童精神科を受診し軽度の発達障害に加えて、DV目撃の影響による対人恐怖があると診断されたことを聞いた。</p> <p>③ SSWは、学校にてSC、CW及び家庭児童相談室を交えたケース会議を開催。児童の診断結果から児童に対する適切な関わり方についてSCから助言を受けた。また、家庭児童相談員にも相談することとなった。</p>
<p>4 モニタリング（経過観察）</p> <p>【SSWの役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続的な家庭訪問</li> <li>・ ケース会議の提案</li> <li>・ 支援ネットワークの構築</li> </ul>	<p>① 支援開始から数か月、学校のことが気になり始めた児童の様子が見られたため、母親を交えたケース会議を学校で開催。児童と教員との接点をどう作るか、また、相談指導教室やフリースクールなど社会資源の活用について話し合われた。</p> <p>② 後日、教員の家庭訪問を児童に打診したところ、承諾。SSWの家庭訪問時に担任が同行、児童と工作を行い楽しい時間を過ごすことができ、その後、定期的な交流ができるようになった。</p> <p>③ 母親は学校への不信感が軽減したことで、児童の今後の学習の場について教員と一緒に検討した。近々、相談指導教室を見学する予定である。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。  
2 市教委は、本事例について、SSWが児童及び母親と学校の橋渡し役を果たした事例であるとしている。  
3 家庭児童相談室は、市内の各保健センターに設置され、同室に配置された家庭児童相談員が18歳未満の子供に関する相談を担当している。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 文部科学省における国費負担のSC及びSSWに係る取組状況

a SC及びSSWの働き方改革答申における位置付け及び文部科学省による教委等への通知状況

SC及びSSWの活用については、SC及びSSWの配置に係る国庫補助事業の事業実施要領において、教育相談体制の整備が目的とされている。具体的には、SCは心理に関して高度に専門的な知識・経験を生かして児童生徒を心理面から支援すること、SSWはいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うことにより、前述のチーム学校答申にあるとおり学校の機能を強化することが想定されている。

一方、中央教育審議会は、教員の長時間勤務について、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとし、前述のとおり働き方改革答申をとりまとめ、働き方改革答申では、学校における働き方改革の目的について、教員の負担軽減や業務の効率化・明確化等により、教育活動を充実させるためとされている(資料1-⑤(再掲))。

働き方改革答申では、これまで学校及び教員が担ってきた業務のうち、教員の業務量や地方公共団体での取組等を参照し、役割分担等について特に具体的に議論すべき代表的な14の業務の在り方に関する考え方について整理されている。特に、SC及びSSWの活用については、【教師の業務だが、負担軽減が可能な業務】の中の「⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応」に位置付けられている。具体的には、「支援が必要な児童生徒・家庭への対応には教師と異なる専門性や、児童福祉等を担う学校以外の機関と連携することも必要であることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(略)の方が効果的に対応できる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うべき」、「専門的な外部人材等の配置に当たっては、教育委員会は、どのような業務を教師に任せ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門的な外部人材等に任せるか明確にすることが必要」とされている。

働き方改革答申を踏まえ、文部科学省は、働き方改革通知において、教委に対し、学校における働き方改革に係る取組を進めるに当たっては働き方改革答申を参考とするよう通知している(資料1-⑥(再掲))。

現時点では、このような最近の状況を踏まえつつ、SC及びSSWの活用に係る考え方について、教委及び学校に適切に理解されることが重要であると考えられる。

#### **b 文部科学省における国費負担のSC及びSSWに係る教委等の取組の把握状況**

前述のとおり、文部科学省は、チーム学校答申を受け、チームとしての学校の実現に向けて、関係者におけるSC及びSSWの専門的職務についての認知度を向上させ、学校におけるSC及びSSWの活用促進のため、学校教育法施行規則を一部改正し、SC及びSSWの職務内容に係る規定を設けた(平成29年4月1日施行)。

協力者会議報告書では、学校内において校長は、SC及びSSWの職務及びその連携について、教職員の理解を図る必要があり、チームが有効に機能するには、SCやSSW、教員の役割を互いに理解し、それぞれの役割が異なるからこそ連携が重要であるという発想を醸成することが重要であるとされ、教委は、SC及びSSWの理解を図り、その専門性を生かすため、研修などあらゆる機会において役割や活用方法を周知する必要があるとされている。

しかし、当省が調査対象とした教委及び学校において、国費負担のSC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例等がみられた。その一方で、国費負担のSSWの効果的な活用を推進するため、派遣型SSWに加えて元校長等のSSWが小学校を定期巡回するとともに実践的な内容を記載した事例集を各小・中学校に配付し、SSWの

専門的職務及び具体的な役割に関する学校の理解促進を図ることで、SSWへの相談につながっている事例がみられた。

文部科学省は、学校等へのSC及びSSWの配置促進を図るため、国庫補助事業を実施し、当該事業の実施主体である都道府県等から事業計画書や実績報告書の提出を受け、その活用実態を把握するとともに、全国の教委及び学校がSC及びSSWに対して適切な理解や認識を持って、効果的に活用できることを目的に、毎年度、SCについては「スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」を、SSWについては「スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」（以下、これらの事例集を総じて「事例集」という。）を作成し、SC及びSSWの質の向上や効果的な活用を図るため、優良事例の共有を行っている。事例集には、都道府県等が行っているSC及びSSWの配置形態などの推進体制や資質向上に向けた研修体制の取組事例、SC及びSSWの個別の活用事例、これらの取組による成果と課題が教委ごとの取組として掲載されているものの、次のように、各教委等がSC及びSSWを活用するに当たっての課題の解決に資する情報が共有されているとは必ずしも言い切れない内容となっている。

- i) 事例集では、各教委が実施する研修の場でSC及びSSWの専門的職務や具体的な役割についての理解を図っている状況はうかがわれるものの、SC及びSSWの活用にあたっての基本的な要素となるSC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割についての理解を課題として挙げている教委が複数みられる。この点、事例集では、研修以外には、SC及びSSWの専門的職務及び具体的な役割について理解促進を図る取組内容は掲載されていない。

また、各教委において、SC及びSSWの活用にあたっては、配置形態が派遣型であれば教委への派遣要請手続が、拠点校型の周辺校であれば拠点校との連絡調整手続が追加されたりするなど、配置形態ごとに活用方法・手続が異なるが、事例集における個別の活用事例では、教委ごとの取組として掲載されており、SC及びSSWの配置形態が必ずしも分かるように記載されていないため、各教委及び学校は、自らの配置状況を踏まえて当該活用事例を参照することができないものとなっている。

- ii) 事例集では、SC及びSSWの活用にあたって、児童生徒が抱える問題が複雑化・困難化していること等から、学校と医療・福祉等の関係機関との連携を課題として挙げている教委も複数みられる。

しかしながら、事例集に掲載された個別の活用事例のうち、特にSSWの個別の活用事例に関し、教委によっては、ケース会議の開催状況が不明確であるものの、ケース会議を開催したことが分かる事例であっても、ケース会議において検討したアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）の内容並びにこれらを検討する上でSSWが担った役割及び連携調整を図った関係機関について、具体的に記載されていないものがみられる。

また、事例集に掲載されたSSWの個別の活用事例には、上記のとおりSSWがケース会議で担った役割のほか、ケース会議の結果を踏まえた支援の実施、支援実施後のモニタリング（経過観察）などの児童生徒への支援に関する一連の取

組において、それぞれの段階ごとにどのような業務を学校及びＳＳＷが担ったのかなど、ＳＳＷの具体的な役割が明確に記載されていないものもみられる。

- iii) 文部科学省は、事例集を作成する際に各教委から報告のあったＳＣ及びＳＳＷの活用に当たっての課題の内容については把握しているものの、当該課題の原因について、教委に対して照会を行うこと等により把握しておらず、課題の解決に係る具体的な方策については、協力者会議報告書において示したとおりとしている。

上記事例集の作成とともに、文部科学省は、ＳＣ及びＳＳＷの質の向上や効果的な活用を図るため、全国の都道府県、政令市及び中核市の教育相談担当者を集めた「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を毎年度開催している。当該連絡協議会では、各教委により個別の活用事例における取組内容が報告され、共有されている。

しかしながら、当該報告における資料には、個別の活用事例における関係機関との連携状況が具体的に記載されておらず、各教委及び学校が当該取組内容を参照することができないものとなっている。

このような状況から、現在行われている文部科学省の取組では、ＳＣ及びＳＳＷを活用するに当たっての上記課題の解決に資する情報が共有されているとは必ずしも言い切れない。このため、各教委が報告してきたＳＣ及びＳＳＷの活用に当たっての課題について、各教委と情報共有を図る中で、必要に応じてその課題の原因が把握された上で当該課題を解決するための方策が検討されるとともに、各教委と共有する情報を充実させることで国費負担のＳＣ及びＳＳＷの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解が促進されることにより、更なる効果的な活用を図る余地がある。また、ＳＣ及びＳＳＷの更なる効果的な活用は、ＳＣ及びＳＳＷが有する専門的な知識や経験等を生かした学校の課題解決機能の強化に一層つながるものと考えられる。

## 【所見】

したがって、文部科学省は、国費負担のＳＣ及びＳＳＷの更なる効果的な活用を促進する観点から、教育現場の負担にも配慮しつつ、次の措置を講ずる必要がある。

- ① ＳＣ及びＳＳＷの専門的職務及び具体的な役割について、理解を促進する取組事例及び個別の活用事例を把握し、教委及び学校との共有を図ること。
- ② ①に当たっては、ＳＣ及びＳＳＷの配置形態が分かるように整理すること。
- ③ ①に当たっては、ＳＳＷの個別の活用事例について、ケース会議の開催など児童生徒への支援に関する一連の取組内容とともに、当該取組ごとのＳＳＷが担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関が分かるように整理し、共有すること。
- ④ 情報共有を目的として各教委に報告を求めてきたＳＣ及びＳＳＷの活用に当たっての課題について、必要に応じて、原因を把握し、解決策を検討し、教委及び学校と共有すること。

## イ その他国費負担又は地方交付税措置により置かれた専門スタッフの活用状況

### 【制度の概要等】

文部科学省は、チーム学校答申で示された、心理や福祉に関する支援、授業等における教員への支援、部活動における支援及び特別支援教育における支援に区分された4分野の各専門スタッフの配置促進のため、前述のSC及びSSWのほかにも、都道府県等に対する国庫補助事業の実施や地方交付税措置を講じており、学校現場にこれらの専門スタッフを配置するなどにより、チームとしての学校の体制を整備し、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、各専門スタッフの参画を得て、課題の解決に求められる専門性や経験を補い、教育活動を充実していくこととしている。

なお、働き方改革答申では、我が国の学校教育を持続可能なものとし、新しい学習指導要領を円滑に実施していくために乗り越える必要がある課題として、「子供を取り巻く変化への対応のために「チームとしての学校」の機能強化を図ること」を挙げている。また、「新しい学習指導要領において、教師は「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、教材研究等が求められており、そのための時間を確保することが必要である」とされており、教育の質の向上を図るとともに業務の効果的効率的な改善を進め、学校における働き方改革を進めていくためには、「学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実が不可欠である」として、授業準備や学習評価等の補助業務を担うスクール・サポート・スタッフの配置促進などの取組が挙げられている（資料1-⑤（再掲））。

### 【調査結果】

今回、当省が調査対象とした17県教委、32市教委、145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）及び8私立中学校における、専門スタッフの活用状況を調査したところ、授業等における教員への支援、特別支援教育における支援などの分野において、国費負担又は地方交付税措置により置かれた専門スタッフ（ただし、SC及びSSWを除く。）が効果的に活用されている状況がみられた。

#### (7) 授業等において教員を支援する専門スタッフの活用状況

（ICT支援員を活用し、教員のICT活用能力の向上や負担軽減等を図っている事例）

17県教委、32市教委、145校（公立小学校64校、公立中学校64校及び公立高等学校17校）及び8私立中学校の中には、次のとおり、ICT支援員を活用し、教員のICT活用能力の向上や教員への授業提案、教材作成等の支援を行っている事例がみられた（図表3-(1)-⑩）。

- ① ICT支援員（IT教育支援アドバイザー（市教委事業での呼称））の活用により、教員のICT活用能力が向上
- ② ICT支援員の配置による教員への授業提案、教材作成等の支援

図表 3-(1)-⑩ ICT支援員を活用し、教員のICT活用能力の向上や教員への授業提案、教材作成等の支援を行っている事例

区分	内容																														
ICT支援員 (IT教育支援アドバイザー (市教委事業での呼称))の活用により、教員のICT活用能力が向上	<p>市教委は、インターネットやコンピュータを活用した授業や研修、教材作成等の支援を行うことを目的に、平成17年度から、市立小・中・高等学校においてIT教育支援アドバイザーを活用する「IT教育支援アドバイザー事業」を実施している。当該事業は、民間業者への業務委託(契約期間は、平成29年度から令和元年度までの3年間)により実施しており、30年度は、IT教育支援アドバイザー9人が全市立小・中・高等学校を巡回している。</p> <p>IT教育支援アドバイザーの職務及び資格要件は、表1のとおり、仕様書に定めており、同アドバイザーには、特定非営利活動法人情報ネットワーク教育活用研究協議会が実施するICT支援員能力認定試験の有資格者が採用されている。</p> <p>表1 IT教育支援アドバイザーの職務及び資格要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職務</td> <td> <p>市教委及び小・中・高等学校において、インターネットやコンピュータを活用した教育活動を始めとする学校運営に係る次の事業を展開する。</p> <p>① コンピュータやインターネットを利用する教員の操作技術に関する指導補助</p> <p>② コンピュータやインターネットを利用する際の技術支援や教材及び教育用コンテンツ作成</p> <p>③ コンピュータやインターネット利用に関する教員の研修指導及び情報教育推進のための研修事業に関すること 等</p> </td> </tr> <tr> <td>資格要件</td> <td> <p>上記に示す職務を十分に遂行できる能力を持つ者であるが、具体的には次のような知識・経験を有する者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの構築・運用に係る知識・経験</li> <li>・ Office系ソフトウェアの活用に関する知識・経験</li> <li>・ 一太郎スマイルの教育利用に関する知識・経験</li> <li>・ 普通教室での電子黒板、実物投影機、プロジェクタ等のICT活用に関する知識・経験 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「平成29年度IT教育支援アドバイザー事業委託仕様書」に基づき、当省が作成した。</p> <p>市教委からは、IT教育支援アドバイザーの配置による効果について、表2のとおり、「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔確定値〕(平成29年3月現在)」(平成30年2月文部科学省)の小学校における「教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」など五つの指標において、同市の数値が、全国及び県の平均値を上回っており、「IT教育支援アドバイザーの活用により、教員のICT活用能力が上がっている」との意見が聴かれた。</p> <p>表2 小学校における教員のICTを活用する能力の状況 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力</th> <th>授業中にICTを活用して指導する能力</th> <th>児童のICT活用を指導する能力</th> <th>情報モラルなどを指導する能力</th> <th>校務にICTを活用する能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同市</td> <td>92.3</td> <td>91.2</td> <td>80.3</td> <td>89.6</td> <td>86.2</td> </tr> <tr> <td>県平均</td> <td>84.4</td> <td>76.0</td> <td>69.9</td> <td>83.7</td> <td>79.1</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>85.1</td> <td>77.6</td> <td>69.8</td> <td>83.3</td> <td>80.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「平成28年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔確定値〕(平成29年3月現在)」に基づき、当省が作成した。 2 各指標の数値は、教員に対するアンケート(教員の自己評価)により把握されたものであり、教員のICT活用指導力に関する18の小項目ごとに4段階評価を行い、「わりにできる」又は「ややできる」と回答した教員の割合を上記五つの大項目ごとに平均して算出した値である。</p> <p>また、IT教育支援アドバイザーが配置されている小・中学校では、教員</p>	区分	内容	職務	<p>市教委及び小・中・高等学校において、インターネットやコンピュータを活用した教育活動を始めとする学校運営に係る次の事業を展開する。</p> <p>① コンピュータやインターネットを利用する教員の操作技術に関する指導補助</p> <p>② コンピュータやインターネットを利用する際の技術支援や教材及び教育用コンテンツ作成</p> <p>③ コンピュータやインターネット利用に関する教員の研修指導及び情報教育推進のための研修事業に関すること 等</p>	資格要件	<p>上記に示す職務を十分に遂行できる能力を持つ者であるが、具体的には次のような知識・経験を有する者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの構築・運用に係る知識・経験</li> <li>・ Office系ソフトウェアの活用に関する知識・経験</li> <li>・ 一太郎スマイルの教育利用に関する知識・経験</li> <li>・ 普通教室での電子黒板、実物投影機、プロジェクタ等のICT活用に関する知識・経験 等</li> </ul>	区分	教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	授業中にICTを活用して指導する能力	児童のICT活用を指導する能力	情報モラルなどを指導する能力	校務にICTを活用する能力	同市	92.3	91.2	80.3	89.6	86.2	県平均	84.4	76.0	69.9	83.7	79.1	全国平均	85.1	77.6	69.8	83.3	80.6
区分	内容																														
職務	<p>市教委及び小・中・高等学校において、インターネットやコンピュータを活用した教育活動を始めとする学校運営に係る次の事業を展開する。</p> <p>① コンピュータやインターネットを利用する教員の操作技術に関する指導補助</p> <p>② コンピュータやインターネットを利用する際の技術支援や教材及び教育用コンテンツ作成</p> <p>③ コンピュータやインターネット利用に関する教員の研修指導及び情報教育推進のための研修事業に関すること 等</p>																														
資格要件	<p>上記に示す職務を十分に遂行できる能力を持つ者であるが、具体的には次のような知識・経験を有する者が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの構築・運用に係る知識・経験</li> <li>・ Office系ソフトウェアの活用に関する知識・経験</li> <li>・ 一太郎スマイルの教育利用に関する知識・経験</li> <li>・ 普通教室での電子黒板、実物投影機、プロジェクタ等のICT活用に関する知識・経験 等</li> </ul>																														
区分	教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	授業中にICTを活用して指導する能力	児童のICT活用を指導する能力	情報モラルなどを指導する能力	校務にICTを活用する能力																										
同市	92.3	91.2	80.3	89.6	86.2																										
県平均	84.4	76.0	69.9	83.7	79.1																										
全国平均	85.1	77.6	69.8	83.3	80.6																										

が授業でICTを積極的に活用している例がみられ、例えば、小学校からは、「教員が授業で災害マップの作成をする際、GPSカメラで現地の撮影を行い、地図に位置情報と写真を取り込む作業を同アドバイザーから教わり、教材として授業で使用するなど教員が同アドバイザーからICTの活用について専門的技術を教わるのが効果的であった」との意見が聴かれた。

なお、市教委からは、IT教育支援アドバイザーの配置について、表3のとおり、課題及び国への意見要望が聴かれた。

表3 IT教育支援アドバイザーの配置における課題及び国への意見要望

区分	内容
配置における課題	<p>① 新学習指導要領の完全実施（小学校は令和2年度、中学校は3年度）において、全科目でICTを活用した授業を実施するよう求められているが、IT教育支援アドバイザーは、配置当初からこれまで、各学校を巡回する形で配置しており、学校に配置し常時活用できる状態となっていないため、全授業において教員が同アドバイザーから支援を受けることができるまでの状況には至っていない。</p> <p>全小・中学校へのIT教育支援アドバイザーの配置は、予算が確保できないため、困難な状況であるが、配置することができれば、通常の授業でも教員と同アドバイザーによるチーム・ティーチング（注2）を行うことにより、全科目でICTを活用した授業を実施することが可能になる。</p> <p>② IT教育支援アドバイザーが、学校で教員と連携して授業を行うに当たっては、単にシステムエンジニアとしての専門知識を有するだけでは不十分であり、授業や教材作成で教員を補助して指導できる人材が必要である。</p> <p>しかしながら、そのような人材を全小・中学校に配置できるよう確保するのは難しい状況である。</p>
国への意見要望	<p>① 学校においてICTの活用を推進するためには、ICT機器の導入とIT教育支援アドバイザーの配置を同時に進める必要があると考えており、国には、これらを合わせて推進できるよう支援してほしい。</p> <p>② ICT教育を支援する者の育成が必要と考えられるため、例えば、国がICT支援員に関する認定資格を設けることにより、地方公共団体がICT支援員を任用する際の基準にできるのではないかな。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 チーム・ティーチング(TT)とは、2人以上の教員がチームを組み、児童生徒の教育に責任を持って当たる協力型の授業方式である。

ICT支援員の配置による教員への授業提案、教材作成等の支援

市教委は、子供たちの「社会を生き抜く力」を養成するため、ICTの活用を視点とした授業改善・授業づくりに取り組み、「個と集団が生きる授業」を目指して、平成27年度から、小・中学校にICT3点セット（実物投影機、電子黒板機能付きプロジェクタ及び教員用タブレット端末）及び無線LANを整備するとともに、ICT支援員を派遣する「ICT活用教育推進事業」を実施している。当該事業は、民間業者と委託契約を締結し実施しており、平成30年度は、市教委が指定するICT環境を整備した8校（6小学校及び2中学校）にICT支援員2人を派遣している。

ICT支援員は、仕様書において、職務を小・中学校における①ICT機器を使用して授業を行う教員への授業提案や教材作成等の支援、②学校が実施する教員研修の支援などと定めており、求める人材を小・中学校における教育活動とICT利活用に精通した者としている。

市教委からは、当該事業の効果について、「平成29年度に派遣校4校（2小学校及び2中学校）の教員を対象に実施したアンケートにより、ICT支援員の派遣前後のICT機器を使用した授業準備の負担感を比較した結果、授業準備は大変だと思わないとする教員の割合が19.4%から30.6%に増加しているため、ICT支援員の派遣により、ICT機器を使用した授業を行う負担感が無くなり、教員の負担軽減につながっている」との意見が聴かれた。

また、市教委は、「当該派遣校4校の教員からは、ICT支援員には、教材等の準備や教材の作成、授業の流れを考えてもらっているなどの意見が聴かれた」としている。

(注) 当省の調査結果による。

(学校司書を活用し、学校図書館を利用した授業実施や児童生徒による図書館利用の活性化を図っている事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、次のとおり、学校司書を活用し、学校図書館を利用した授業実施や児童生徒による図書館利用の活性化を図っている事例がみられた（図表 3-(1)-⑪）。

- ① 学校司書の配置による図書館利用の活性化
- ② 学校司書（学校図書館指導員（市教委事業での呼称））の配置による図書館利用の活性化
- ③ 学校司書の配置による蔵書管理や環境整備の促進

図表 3-(1)-⑪ 学校司書を活用し、学校図書館を利用した授業実施や児童生徒による図書館利用の活性化を図っている事例

区分	内容										
学校司書の配置による図書館利用の活性化	<p>市教委は、市内の全小・中学校に学校司書 1 人（学校司書には、正職員や非常勤職員のほか、臨時職員も採用）を常駐配置するとともに、全小・中学校において蔵書管理システムを導入し、学校が市立図書館に図書の貸出しを依頼し、宅配業者から配達を受ける「学校教育用団体貸出」を行っている。</p> <p>また、市教委は、①「学校図書支援事業」として、市内 4 か所の拠点市立図書館（学校図書館支援センター）の司書が、各小・中学校を随時訪問して図書の管理方法などの指導を行う取組、②「学校図書館活用推進校事業」として、学校司書と教員が協働し、学校図書館を利用して授業を行う取組も行っている。</p> <p>2 小学校及び 2 中学校からは、上記の学校司書の常駐配置等の取組による効果について、下表のような意見が聴かれた。</p> <p>表 学校司書の常駐配置等による効果</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校種</th> <th style="text-align: center;">意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A 小学校</td> <td> <p>学校司書と教員が連携して、どの学年の児童がどの時期に学校図書館を利用した授業を行えるかについて検討している。</p> <p>また、学校司書は、社会科や理科に加え、総合学習のテーマごとに使用する図書をカゴに入れて、いつでも教室に持っていけるようにしている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 小学校</td> <td> <p>図書の時間が週 1 時間あり、学校司書が読み聞かせを行う時もあるほか、学校図書館において黙読や調べ学習を行うことがある。総合学習の時には、学校司書に近隣の学校や市立図書館から、テーマに沿った図書を取り寄せてもらっている。</p> <p>学校司書が常駐してくれることで、児童の問合せに即座に対応してもらっている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A 中学校</td> <td> <p>学校司書が教員との連携を重視しており、主に、国語と社会科の授業において、学校司書が必要に応じて資料を収集してくれている。学校図書館に資料がない場合は、市立図書館にも問い合わせさせている。</p> <p>また、学校図書支援事業により、市立図書館の司書に年 2、3 回指導に来てもらっており、助かっている。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B 中学校</td> <td> <p>学校司書が常駐してくれることで、学校図書館の管理や図書の確保を的確に行ってもらっている。</p> <p>また、学校司書には、教員と相談して、地域の資料や修学旅行の資料収集を行ってもらっている。国語や社会科を中心に、授業で使用する資料の収集や家庭科でもお弁当のメニューづくりで食材の産地を調べてもらっている。調べ学習についても、学校図書館で授業を行う場合があり、助かっている。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	学校種	意見の内容	A 小学校	<p>学校司書と教員が連携して、どの学年の児童がどの時期に学校図書館を利用した授業を行えるかについて検討している。</p> <p>また、学校司書は、社会科や理科に加え、総合学習のテーマごとに使用する図書をカゴに入れて、いつでも教室に持っていけるようにしている。</p>	B 小学校	<p>図書の時間が週 1 時間あり、学校司書が読み聞かせを行う時もあるほか、学校図書館において黙読や調べ学習を行うことがある。総合学習の時には、学校司書に近隣の学校や市立図書館から、テーマに沿った図書を取り寄せてもらっている。</p> <p>学校司書が常駐してくれることで、児童の問合せに即座に対応してもらっている。</p>	A 中学校	<p>学校司書が教員との連携を重視しており、主に、国語と社会科の授業において、学校司書が必要に応じて資料を収集してくれている。学校図書館に資料がない場合は、市立図書館にも問い合わせさせている。</p> <p>また、学校図書支援事業により、市立図書館の司書に年 2、3 回指導に来てもらっており、助かっている。</p>	B 中学校	<p>学校司書が常駐してくれることで、学校図書館の管理や図書の確保を的確に行ってもらっている。</p> <p>また、学校司書には、教員と相談して、地域の資料や修学旅行の資料収集を行ってもらっている。国語や社会科を中心に、授業で使用する資料の収集や家庭科でもお弁当のメニューづくりで食材の産地を調べてもらっている。調べ学習についても、学校図書館で授業を行う場合があり、助かっている。</p>
学校種	意見の内容										
A 小学校	<p>学校司書と教員が連携して、どの学年の児童がどの時期に学校図書館を利用した授業を行えるかについて検討している。</p> <p>また、学校司書は、社会科や理科に加え、総合学習のテーマごとに使用する図書をカゴに入れて、いつでも教室に持っていけるようにしている。</p>										
B 小学校	<p>図書の時間が週 1 時間あり、学校司書が読み聞かせを行う時もあるほか、学校図書館において黙読や調べ学習を行うことがある。総合学習の時には、学校司書に近隣の学校や市立図書館から、テーマに沿った図書を取り寄せてもらっている。</p> <p>学校司書が常駐してくれることで、児童の問合せに即座に対応してもらっている。</p>										
A 中学校	<p>学校司書が教員との連携を重視しており、主に、国語と社会科の授業において、学校司書が必要に応じて資料を収集してくれている。学校図書館に資料がない場合は、市立図書館にも問い合わせさせている。</p> <p>また、学校図書支援事業により、市立図書館の司書に年 2、3 回指導に来てもらっており、助かっている。</p>										
B 中学校	<p>学校司書が常駐してくれることで、学校図書館の管理や図書の確保を的確に行ってもらっている。</p> <p>また、学校司書には、教員と相談して、地域の資料や修学旅行の資料収集を行ってもらっている。国語や社会科を中心に、授業で使用する資料の収集や家庭科でもお弁当のメニューづくりで食材の産地を調べてもらっている。調べ学習についても、学校図書館で授業を行う場合があり、助かっている。</p>										

学校司書（学校図書館指導員（市教委事業での呼称））の配置による図書利用の活性化

市教委は、平成 14 年度まで巡回司書教諭が第 1 学期に 1 回、6 日連続して 1 校に勤務し、購入図書の選定や図書館担当教諭との打合せ、委員会活動の指導、図書の紹介、配架修正、廃棄図書の選定、環境整備、広報活動、蔵書点検などを行っていたが、1 校当たりの不在期間が長いという課題があったため、15 年度から、学校図書館指導員の配置を行っており、27 年度以降は、全小・中学校に 1 人配置している。同指導員の勤務日数は、小学校では週 4 日以上、中学校では週 3 日以上勤務となっている。

小学校では、全クラスで毎週 1 コマ、学校図書館を活用した授業（調べ学習や読書指導）が実施され、当該授業においては、担任教員と学校図書館指導員とのティーム・ティーチングを行っており、同指導員は児童が図書を選ぶ際の支援などの役割を担っている。また、読書指導の一つの形として、児童が同じ図書を読んでその感想を話し合う読書会を行っているが、同じ図書を 1 校で何種類もそろえるのは困難であるため、1 校が同じ図書を 20 冊から 40 冊購入し、それを市内の数校で相互貸借するという流通システムを形成している。図書の相互貸借を行い、授業までに必要な図書を準備することも同指導員の役割の一つとなっている。

市教委からは、学校図書館指導員の配置による効果について、上記取組の結果、表 1 のとおり、「特に、小学校において図書の児童一人当たりの平均貸出冊数が増加傾向にある」との意見が聴かれ、その効果を発現させるための工夫として、同指導員を対象とした研修（平成 30 年度は全 14 回実施、うち 2 回は新人研修）を実施していることを挙げている。

表 1 小・中学校における図書の平均貸出冊数の推移

(単位：冊)

学校種	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
小学校	39	45	52	57	60
中学校	7	7	8	9	9

(注) 当省の調査結果による。

また、小・中学校では、学校図書館指導員が学校において表 2 のような取組を行っているとしている。

表 2 学校図書館指導員が学校で行っている取組

学校種	取組内容
A 小学校	本校では、学校図書館指導員が、調べ学習や読書指導、流通システムへの対応など学校図書館に係る業務において大きな役割を担っている。
B 小学校	本校では、平成 30 年度のグランドデザインの中で「学校図書館の活用」として、「学習情報センターとしての機能充実」及び「読書する楽しさを実感する取組」を図ることを目標として掲げている。 「学習情報センターとしての機能充実」では、調べ学習用の書籍購入のための予算を 100 万円計上して、学校図書館指導員が教員向けの学習向け書籍の展示会に参加するなどして学習に必要な書籍のリストを作成し、そのリストから教員が書籍を選ぶという取組を行っている。 「読書する楽しさを実感する取組」では、平成 29 年度まで本校の平均貸出冊数が市全体の平均貸出冊数より少なかったため、貸出冊数の増加を目標として、学校図書館指導員が中心となって、児童が関心のあるテーマに関する書籍を紹介する読書フェアの回数を増やした。また、地域のボランティアに協力してもらい、朝の授業前に学校図書館を開館する取組を始めたが、当該ボランティアとの連絡調整等の業務を学校図書館指導員が担っている。 また、全クラスで毎週実施している学校図書館を活用した授業では、学校図書館指導員が図書の紹介を行い、読書指導を行ったり、ビブリオバトル（知的書評合戦）を実施する際に児童に進行方法等を教えるなどの役割を担っている。
A 中学校	本校では、中学生は部活動などで読書を行う時間が減りがちになる中で、学校図書館指導員が図書委員会主催の読書会の支援など学校図書館に関する環境づくりを行っている。
B 中学校	本校では、学校図書館指導員が、放課後や休み時間に学校図書館を開館したり、生徒が学校図書館に来やすいよう図書の特集を行ったりしている。

	<p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>一方で、A小学校は、学校図書館指導員の配置に係る課題として、低学年を中心に学校図書館での授業を行っているが、クラス数が多いため、同指導員の勤務時間や時間割の都合上、授業を受けられないクラスが発生することを挙げている。</p>										
学校司書の配置による蔵書管理や環境整備の促進	<p>市教委は、学校司書について、平成 21 年度から毎年 1 校ずつ小学校への配置を拡大し、28 年度からの小規模小学校 5 校への派遣開始により、全小学校への配置又は派遣が完了した。中学校では、平成 30 年度から、学校司書 1 人が全校を巡回している。</p> <p>市教委は、学校司書の配置による効果について、「教員が主に困っていたのが除籍すべき図書を選べないことであった。その結果、何十年も前に発行されたコンピュータの図書や、古いままの国名が記載された地理の図書など、誤った情報が掲載された図書が書架に並んでいたり、見た目も古い絵柄や、日に焼けて白くなった図書が並んで、児童生徒が近寄らなくなったりする、という状態に陥る傾向があった。学校司書の配置により、資格のある専門家が選んで除籍するようになり、学校からは、蔵書管理ができるようになってよかったとの意見が聴かれている」としている。</p> <p>また、市教委からは、学校司書を配置する小学校において、蔵書管理や学校図書館内の装飾など環境整備が進んだことや図書だよりの発行など読書推進活動の定着化により、下表のとおり、「図書の貸出冊数が増加している」との意見が聴かれた。</p> <p>表 平成 27 年度から学校司書を配置する 1 小学校における児童 1 人当たりの図書の貸出冊数の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：冊)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童 1 人当たりの貸出冊数</td> <td>15</td> <td>37</td> <td>56</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p>	区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	児童 1 人当たりの貸出冊数	15	37	56	58
区分	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度							
児童 1 人当たりの貸出冊数	15	37	56	58							

(注) 当省の調査結果による。

(理科の観察実験アシスタントの活用により児童の成績向上につながっている事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、理科の観察実験アシスタント（理科教育支援員（市教委事業での呼称））の活用により児童の成績向上につながっている事例がみられた（図表 3-(1)-⑫）。

図表 3-(1)-⑫ 理科の観察実験アシスタント（理科教育支援員（市教委事業での呼称））の活用により児童の成績向上につながっている事例

内容
<p>市教委は、同市の学校教育指導の指針において、四つの重点目標を掲げ、そのうちの「生涯にわたり学び続ける基礎を培う」の中で、「理科教育支援員と協働した指導計画をつくり、実験や観察等を重視した指導を行う」こととしており、昭和 63 年度から、理科教育支援員（当初は、「理科実験助手」の名称）の配置を開始している。当初、理科教育支援員は全中学校に配置していたが、平成 26 年度からは小学校への配置も開始し、27 年度には全小・中学校に配置している。平成 30 年度は、国庫補助事業を活用して、理科教育支援員を小学校に 42 人、中学校に 21 人配置している。</p> <p>理科教育支援員の主な職務は、当初は内部規定において、実験や教材の準備としていたが、平成 26 年度に要領を策定し、「理科授業における指導者の補助として、必要に応じ児童生徒の個別指導を行う」ことも新たな職務として追加した。市教委からは、これにより、「理科教育支援員が児童生徒への個別指導に加わることで、以前よりもきめ細かい指導を行えるようになった」との意見が聴かれた。</p> <p>また、理科教育支援員は、平成 27 年度の全小・中学校への配置以降も配置数を増加させたことにより、下表のとおり、小学校において実験回数が増加するとともに、民間業者が全国で実</p>

施しているテストの結果における「理科の観察・実験の技能」に関する設問でも、同市の平均正答率の結果が向上している。

表 理科の実験回数及び「理科の観察・実験の技能」に関する設問についての同市と全国の平均正答率の差異の推移

(単位：回、ポイント)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
① 理科教育支援員が支援する理科の実験回数（注 2）	5,551	7,107	7,971	—
② 民間業者が全国で実施しているテストの結果（小学 6 年生）における「理科の観察・実験の技能」に関する設問についての同市と全国の平均正答率の差異（注 3）	-0.8	-0.6	0.0	1.0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ①の数値は、同市内の小中学校において理科教育支援員が支援した理科の実験回数の合計値

3 ②の数値は、同市の平均正答率から全国の平均正答率を減じたもの

(注) 当省の調査結果による。

#### (イ) 特別支援教育に関する専門スタッフの活用状況

(特別支援教育支援員を活用し発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげるなどの取組を行っている事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、特別支援教育支援員（教育相談員（市教委事業での呼称））を活用し、発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげるなどの取組を行っている事例がみられた（図表 3-(1)-⑬）。

図表 3-(1)-⑬ 特別支援教育支援員（教育相談員（市教委事業での呼称））を活用し、発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげるなどの取組を行っている事例

内容
<p>市教委は、児童生徒の健全な心身の発達に寄与するため、平成 22 年度から、教育相談センターを設置し、特別支援教育及び適応指導に特に力を入れている。</p> <p>教育相談センターには、教育相談員が配置され、主な業務として、①個別検査（WISC、KABC などの知能・発達検査）対応、②保護者説明、③巡回相談、④適応指導教室（不登校の児童生徒に対し、学校復帰のための支援活動を行う教室）指導、⑤各校の研修会、⑥就学児個別検査、⑦病院訪問指導を担っている。</p> <p>教育相談員の資格要件は特段定めていないが、教員経験者であり、かつ特別支援教育に係る知識や経験が豊富な者が採用されている。平成 30 年度は、教育相談員を 9 人採用し、同センター内の①特別支援教育部門、②教育相談部門、③適応指導教室、④病院訪問指導部門に配置している。</p> <p>上記の部門のうち、特別支援教育部門では、発達障害が疑われる児童生徒を医療につなげる取組を行っている。</p> <p>具体的には、特別支援教育に対応する教育相談員が年度計画に基づき小・中学校を巡回し、個別検査を受けた方がよい児童生徒を担当教員に助言。担任教員が保護者に説明し、保護者の了承を得られた場合、当該児童生徒に個別検査を実施している。その結果について、月 1 回程度、教育相談センターで開催している判断会議（大学教授、精神科医、市教委の指導主事等で構成）の助言を受け、必要があれば医療につなげている。平成 29 年度の実績をみると、個別検査を受けた児童生徒は 388 人となっている。</p> <p>また、適応指導教室では、同教室に通う児童生徒の学校復帰を支援する取組を行っている。</p> <p>具体的には、適応指導教室に配置された教育相談員が、同教室に通う児童生徒への学習指導、生活指導及び保護者指導を行うとともに、当該児童生徒が通う学校と情報共有を図るための連絡会を実施している。毎月、児童生徒が通う学校の校長宛てに、通所日、時間帯、学習や活動の内容及び指導内容を文書で報告し、学校に情報提供している。学校の担任教員が児童生徒の様子を伺いに適応指導教室に来た際は、教育相談員から、今後の対応についての助言や情報交</p>

換を行っている。平成 29 年度の実績をみると、児童生徒 12 人が適応指導教室に通い、その中には、高校進学が決定した中学 3 年生の生徒も含まれている。

市教委からは、これらの取組による効果について、次のような意見が聴かれた。

- ① 教員が発達障害の児童生徒を医療につなげることは専門的・技術的にも難しく、専門職である教育相談員が対応することにより、教員の負担軽減につながっている。
- ② 不登校の児童生徒に対する支援も教育相談員が行い、担任教員と情報共有することで、教員の負担は軽減されている。

(注) 当省の調査結果による。

#### (ウ) その他専門スタッフの活用状況

(スクール・サポート・スタッフを時間外勤務の縮減が見込まれる学校に優先的に配置している事例)

17 県教委、32 市教委、145 校（公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校）及び 8 私立中学校の中には、スクール・サポート・スタッフを時間外勤務の縮減が見込まれる学校に優先的に配置している事例がみられた（図表 3-(1)-⑭）。

図表 3-(1)-⑭ スクール・サポート・スタッフを時間外勤務の縮減が見込まれる学校に優先的に配置している事例

内容
<p>県教委は、限られた予算枠の中で、教員の負担軽減に対する校長の意識が高く、スクール・サポート・スタッフの配置効果が見込まれる学校に対して、同スタッフを優先的に配置するため、県教委が平成 30 年 3 月に策定した「学校における働き方改革アクション・プラン」（以下「アクション・プラン」という。）に掲げる成果目標「1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える教員を全校種でゼロにする」の実現に向けて、学校全体として教職員の時間外勤務の縮減に積極的に取り組むことを同スタッフ配置の条件としている。</p> <p>具体的には、スクール・サポート・スタッフに係る国庫補助事業の開始を契機に、県教委が平成 30 年度から実施している「スクール・サポート・スタッフ配置事業」の実施要綱に、①アクション・プランに掲げる成果目標の実現に向けて、学校全体として教職員の時間外勤務の縮減に積極的に取り組むこと、②学校における時間外勤務の実態を的確に把握することができること、③同スタッフを効果的に活用し、かつ、配置の成果を検証する計画を有すること、④同スタッフとして任用する地域の人材の確保が見込まれることを規定するとともに、同スタッフの配置校について、次の方法により、選考を行っている。</p> <p>(スクール・サポート・スタッフの配置校に係る選考方法)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 派遣希望校調書における「配置を希望する理由」、「具体的な活用方法」、「期待される成果（到達目標）」及び「事業効果の検証方法」の記載内容から、教員の時間外勤務縮減の効果が見込まれそうな学校を配置校として選定</li><li>② 派遣申請のあった学校について、「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」や「部活動指導にかかわる負担の軽減」、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、「教委による学校サポート体制の充実」などアクション・プランの項目ごとに比較し、評価の高い学校を配置校として選定</li></ol> <p>なお、今後、県教委は、スクール・サポート・スタッフを配置している学校及び教員に対して、同スタッフに依頼した業務内容や効果、依頼しなかった業務についてはその理由等について尋ねるアンケートを送付し、同スタッフの配置の効果を検証する予定としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(スクール・サポート・スタッフの職務の解釈に迷いが生じているという意見)

また、これらの教委及び学校からは、スクール・サポート・スタッフの職務の解釈に迷いが生じているとする意見が聴かれた（図表 3-(1)-⑮）。

図表 3-(1)-⑮ スクール・サポート・スタッフの職務の解釈に迷いが生じているとする意見

内容

県教委は、国庫補助事業を活用したスクール・サポート・スタッフ配置事業の実施に当たり、「スクール・サポート・スタッフのみなさまへ」及び「スクール・サポート・スタッフマネジメント担当のみなさまへ」という資料を作成し、県内各小・中学校のスクール・サポート・スタッフ本人及び同スタッフのマネジメント担当者に配付している。

これらの資料には、スクール・サポート・スタッフの配置目的について、教員の負担軽減を図ることにより、教員が児童生徒への指導や教材研究等により一層注力できる体制を整備することとし、同スタッフの職務について、下表のとおり示されている。

表 スクール・サポート・スタッフの職務

職務	具体的な内容
① 授業で使用する教材等の印刷や物品の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業等のプリント印刷</li> <li>・ 教材作成補助 (切り貼り作業、ラミネート等)</li> <li>・ 宿題等のプリント印刷</li> <li>・ 朝学習・放課後学習のプリント印刷</li> <li>・ 授業で使用する物品の用意 (理科実習・家庭科実習等)</li> </ul>
② 教材・資料の整理及び保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示物の作成、貼り替え、展示作業</li> <li>・ 備品配置図作成</li> <li>・ 鍵管理表作成・管理</li> <li>・ 作品募集案内パンフレットの整理</li> <li>・ 廃棄文書の仕分</li> </ul>
③ 宿題等の提出物の受取・確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿題等の受取</li> <li>・ 宿題等提出者の確認</li> </ul>
④ 小テスト等の採点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易な小テストの採点</li> <li>・ マークシート形式テストの採点</li> <li>・ 記号形式テストの採点</li> </ul>
⑤ 学校行事・式典等の準備補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員会議資料の印刷・配布</li> <li>・ 校内研修会場の設営</li> </ul>
⑥ 統計情報のデータ入力・名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評価アンケート集計</li> <li>・ 体力テスト結果データ入力</li> <li>・ 健康診断結果データ入力</li> </ul>
⑦ 電話対応・来客受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員が不在時の電話対応等</li> </ul>
⑧ その他教員の負担軽減につながる専門的ではない業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員室の整理</li> <li>・ 学校ホームページ更新補助</li> <li>・ ゴム印押印</li> <li>・ 封筒宛名印刷</li> <li>・ 写真データ管理、フォルダ整理</li> <li>・ ラベルシール作成</li> <li>・ 図書の整理、分類、ラベル管理 等</li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 県教委は、上記は例示であり、実際の業務は各学校で異なるとしている。

スクール・サポート・スタッフ配置されている同県内の小学校からは、上記「⑧その他教員の負担軽減につながる専門的ではない業務」の解釈について、「PTAに関する業務や学年会計に関する業務など、どこまでの業務を依頼してよいのか判断に迷うところがあり、教員の更なる負担軽減のために、同スタッフに依頼できる職務を拡大してほしい」との意見が聴かれた。

また、同校からは、「PTAに関する業務は、例えば、PTAに関する文書をファイルに綴じたり、ミニバレーボール大会の案内や出欠の集計など、当番となった教員が授業の合間をみて行っている状況である。また、学年会計に関する業務は、金銭管理や帳簿の記入、業者への支払など、多岐にわたる。本校に配置されているスクール・サポート・スタッフは元銀行員で会計業務に精通しているため、これらの業務の一部を依頼しているが、同スタッフの職務を拡大し、これらの業務の全てを任せられるようになると、教員の更なる負担軽減につながる」との意見が聴かれた。

なお、上記の状況について、県教委からは、「各学校からスクール・サポート・スタッフに依頼する業務について照会があれば回答するが、同スタッフに依頼できる業務は幅広に捉えており、教員の負担軽減となる学年会計の業務や、教職員が校務分掌としてPTA担当となっており、PTAの調整業務を行う場合など職務として勤務時間中に従事することが可能な業務については、依頼しても問題ないと考えている」との意見が聴かれた。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国庫補助事業の補助金交付要綱において、スクール・サポート・スタッフの配置に係る国庫補助金の交付は、「多様な地域人材を配置する(略)事業(略)を行う場合において、その経費の一部を補助し、もって学校教育活動の一層の充実及び教員の「働き方改革」の実現を図ることを目的」に行うものとされ、当該要綱の別表でも、「補助事業の内容」は、「主として、教員の業務支援を図り、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的」に行うものとされている(資料3-(1)-⑫)。

また、国庫補助事業の実施要領によると、スクール・サポート・スタッフの配置に係る「補助対象経費」について、「教員の負担軽減に直接関わらないものは対象としない」とされている(資料3-(1)-⑬)。

(多様な専門スタッフの業務内容等の調整に苦慮しているとする意見)

17 県教委、32 市教委、145 校(公立小学校 64 校、公立中学校 64 校及び公立高等学校 17 校)及び 8 私立中学校の中には、多様な専門スタッフの業務内容等の調整に苦慮しているとする意見が聴かれた(図表 3-(1)-⑯)。

図表 3-(1)-⑯ 多様な専門スタッフの業務内容等の調整に苦慮しているとする意見

内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中学校からは、「本校には、平成 30 年度、SC や S S W、読書ヘルパー、日本語指導員、特別支援教育補助者など 11 職種の専門スタッフが 22 人配置されているが、当該専門スタッフが、中学校における生徒対応の一部をサポートしてくれるため助かっている。その一方で、多数の専門スタッフが短時間勤務により学校業務に関わっているため、これらの専門スタッフの業務内容等を調整する必要がある、専門スタッフを配置・活用することで新たに発生する業務もある。当該調整業務を担当する教頭の事務負担を少しでも減らすためには、短時間勤務の専門スタッフを多数配置するよりも、少人数でも長時間勤めてくれる専門スタッフを配置してもらう方が助かる」との意見が聴かれた。</li><li>・ 小学校からは、「本校には、平成 30 年度、SC や S S W、図書館補助員など 6 職種の専門スタッフが 6 人配置されており、当該専門スタッフの業務内容等を調整するための教職員が必要であるものの、当該調整業務を担当する教職員(専門スタッフに係るサービスの調整は事務職員が行い、業務内容の調整は校務分掌等により決められた教員が分担)の事務負担が増加している。特に、教頭はその全てに関わっており、事務負担の増加が顕著であるので、専門スタッフの調整業務を統括する者の配置が別途必要である」との意見が聴かれた。</li></ul>

(注) 当省の調査結果による。